
「全都清」廃棄物処理プラント保険の手引き

(機械保険)

(2026年度加入用)

保険の対象

- ・ ごみ処理施設
 - ・ 粗大ごみ処理施設
 - ・ し尿処理施設
- } 内の機械設備
および装置

万一事故にあわれたら

- 事故が起こった場合は、遅滞なく損害保険ジャパン株式会社（以下、損保ジャパンといいます。）および公益社団法人全国都市清掃会議までご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の一部または全額をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- 損害賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故などにかかわる示談につきましては、必ず損保ジャパンとご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンにご相談なく示談された場合は、保険金の一部または全額をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
(注)この保険には示談代行サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をおすすめいただくこととなります。
- 保険金のご請求にあたっては、「本手引」、「普通保険約款および特約条項」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。
- 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- 事故の内容（ケガの程度）および損害の額等に応じ、本手引記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。
- 損保ジャパンが求める書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払までの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご契約時に特にご注意いただきたいこと (告知義務)

- 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項（本手引をご確認ください。）について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。
- 保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

ご契約後の契約内容の変更などのご通知 (通知義務・通知事項)

- 保険契約締結後、通知事項（本手引をご確認ください。）が発生する場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。ご通知や通知事項に基づく追加保険料のお支払いがなされないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。
 - 被保険者が法人のお客さま（注）の場合は、通知事項および通知の期限が異なりますので、ご注意ください。
(注)個人事業主のお客さま（法人以外の組合等のお客さまも含みます。）は、法人に含みません。
- 通知事項が発生する場合、その事実の発生が保険契約者または被保険者に原因がある場合は、あらかじめご通知ください。その事実の発生が保険契約者または被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なくご通知ください。
- 通知事項以外のご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめご通知ください。ただし、保険の目的（保険の対象）の譲渡や、ご契約者の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なくご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
 - 重大事由による解除等
次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。
 - (1) 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた、または生じさせようとした場合
 - (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行った、または行おうとした場合
 - (3) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(3)までの事由がある場合と同程度に損保ジャパンのこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

目 次

はじめに

「全都清」廃棄物処理プラント保険の概要

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| I | 対象となる機械設備 | 1 |
| 1. | ごみ処理施設 | 1 |
| 2. | 粗大ごみ処理施設 | 2 |
| 3. | し尿処理施設 | 2 |
| 4. | 対象とならない設備等 | 3 |
| II | 保険金の支払対象となる損害、ならない主な損害 | 5 |
| 1. | 保険金の支払対象となる損害 | 5 |
| 2. | 保険金の支払対象とならない主な損害 | 6 |
| 3. | 保険金の支払対象となる損害とならない主な損害の相違 | 7 |
| III | お支払いする保険金 | 10 |
| 1. | 廃棄物処理プラントの損害に対する保険金 | 10 |
| 2. | 第三者への賠償責任 | 11 |
| IV | 保険金額 | 12 |
| 1. | 保険金額の決定方法 | 12 |
| 2. | 対象となる機械設備の異動 | 13 |
| V | 保険料（加入掛金）と保険料率 | 14 |
| 1. | 保険料（加入掛金） | 14 |
| 2. | 保険料率 | 14 |
| VI | 割引・割増制度 | 15 |
| 1. | 新機械割引 | 15 |
| 2. | メーカー保証割引 | 15 |
| 3. | 保険料軽減方法 | 15 |
| 4. | 「特定割引／特定割増」制度に関する移行経過措置 | 19 |
| VII | 本制度への加入手続 | 23 |
| 1. | 事務の流れ | 23 |
| 2. | 加入申込書の記入方法 | 25 |
| 3. | 中途加入等 | 25 |
| 4. | 契約関係 | 26 |
| 5. | 問い合わせ先 | 27 |

| | |
|-------------------------------|----|
| 6. 「全都清」廃棄物処理プラント保険見積依頼書（ひな形） | 28 |
| 7. 「全都清」廃棄物処理プラント保険加入申込書（ひな形） | 29 |

| | |
|----------------------------|----|
| VIII 事故が発生した場合のし続および必要書類 | 30 |
| 1. 事故が発生した場合の連絡 | 30 |
| 2. 保険金請求までのし続 | 30 |
| 3. 事故発生時の連絡先 | 32 |
| 4. 「全都清」廃棄日処理プラント保険事故状況報告書 | 33 |
| 5. 求償権について | 34 |

■資料■

| | |
|--------------|-------|
| ◦ 機械保険普通保険約款 | 資料 1 |
| ◦ 特約条項（a～h） | 資料 22 |

はじめに

「全都清」廃棄物処理プラント保険の概要

「全都清」廃棄物処理プラント保険（以下、本保険という。）の制度は、地方自治体（都道府県・市区町村）および地方公共団体（組合・広域連合等）の出資、または拠出に係る法人等が所有・使用・管理する廃棄物処理施設内の機械設備の破損事故・電気的事故・誤操作による事故等により損傷を受けた場合に、これをもとの稼働可能な状態に復旧するための修理費をお支払いすることを目的としております。

地方自治体では、火災共済（全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済）等を各地方自治体でご採用されておりますが、本保険は補償の対象外となっている事故をカバーする保険設計として、1986年4月に引受けを開始し、制度発足後40年目を迎えました。2025年度には、64の団体等（99施設）にご加入をいただいております。

なお、本保険の特色は、以下のとおりです。

1. 火災共済ではカバーできない事故を補償します。

火災共済では補償できないプラント設備特有の電気的・機械的事故や、異物混入などの不測かつ突発的な事故を幅広く補償します。また、損害額は新価（再調達価額修理費用）で補填されるため、機械の経年減価率に関わらず損害額を実額で補償します（保険金額を限度）。なお、本保険は火災保険ではないため、火災による損害は補償の対象にはなりません。

2. プラントの機械設備をすべて包括して補償します。

本保険では、プラントの機械設備一式すべてを保険の目的とします（建物、基礎部分は除きます。）。プラントの機械設備を包括して補償するため、保険手配の事務が簡素化されると同時に、保険の付け忘れ等の心配がありません。なお、対象とならない設備、機械につきましては3ページをご覧ください。

3. 保険料支払の猶予を設定しております。

地方公共団体等の出金手続き等を考慮して、保険料の支払い猶予期間（本保険の更新時）を設定しています。

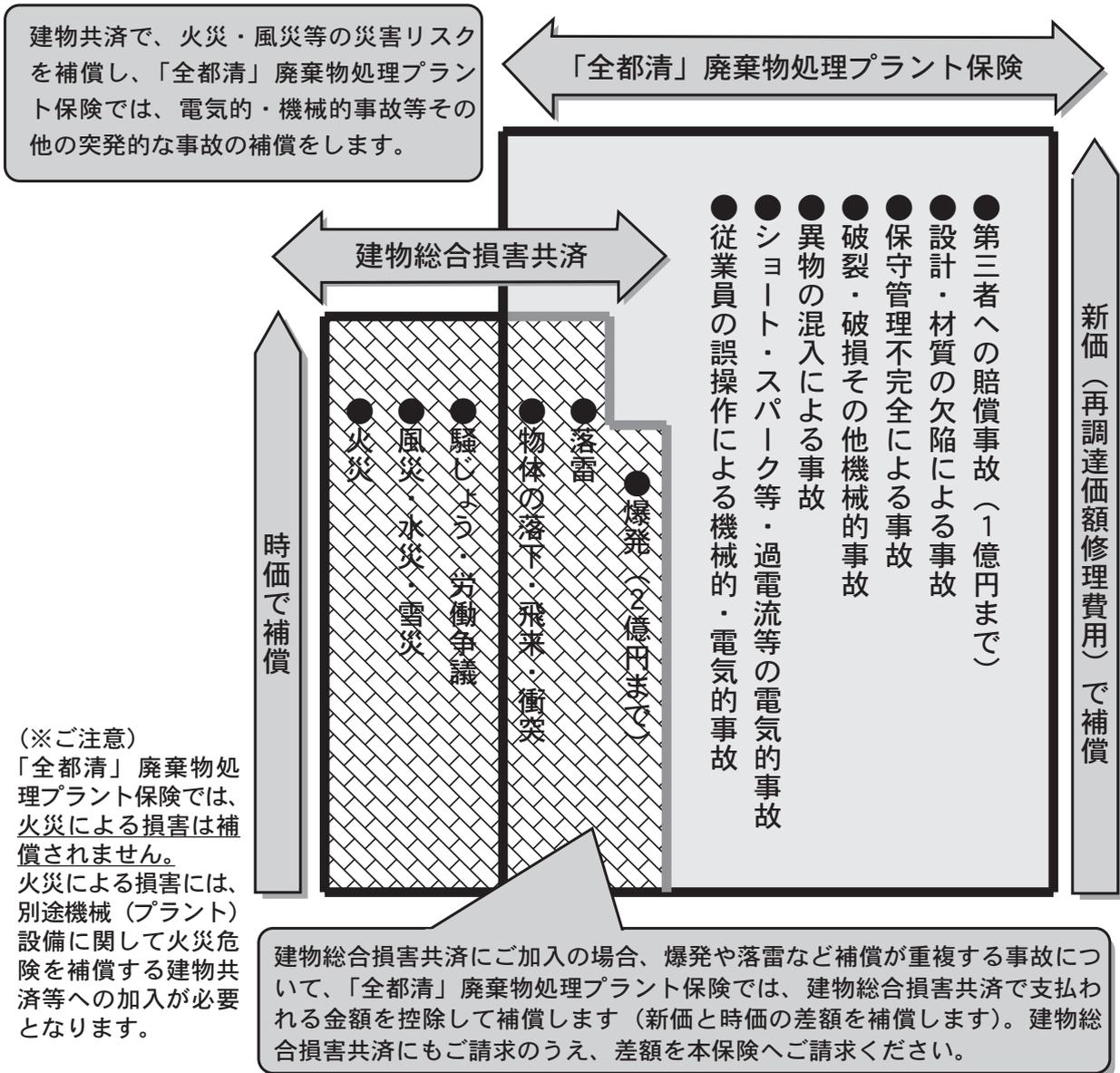
4月1日加入の場合、事前にご加入の申込みをいただければ、保険料の支払前に補償が開始されます。保険料の支払は補償開始後（60日以内）となります。

4. 新設プラントに対する割引制度があります。

運転開始から4年間の新設プラントには最大18%の新機械割引が、運転開始から2年間の新設プラントにはメーカー保証がある場合は、最大12%のメーカー保証割引が適用されます。

「全都清」廃棄物処理プラント保険は、「全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済」では補償されない事故をカバーします。建物総合損害共済と「全都清」廃棄物処理プラント保険の関係は下図のとおりです。

「全都清」廃棄物処理プラント保険と建物総合損害共済の関係（補償内容）



<「全都清」廃棄物処理プラント保険で自己負担となる主な事故>

- ①腐食、さび、浸食、摩滅、消耗、劣化による当該部分の損害
- ②火災、風災、水災、雪災
- ③騒じょう、労働争議による損害
- ④保険契約者、被保険者、事業場責任者の故意または重過失による損害
- ⑤盗難
- ⑥戦争、革命、その他事変による損害
- ⑦地震、噴火、津波による損害 ⑧核燃料物質の汚染などによる損害 ⑨テロによる損害

など

I 対象となる機械設備

ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設およびし尿処理施設内の下記の機械設備をすべて対象とします。

1. ごみ処理施設

| 設 備 名 称 | 機 械 設 備 |
|-------------------------|---|
| (1) 受 入 供 給 設 備 | トラックスケール, ごみ投入扉, ごみクレーン, ごみ投入ホッパ, 給じん装置等 |
| (2) 燃 焼 設 備 | ストーカー(乾燥ストーカー、燃焼ストーカー、後燃焼ストーカー), 炉本体, 助燃装置等 |
| (3) 燃焼ガス冷却設備 | 廃熱ボイラ, ガス冷却室, 水噴射装置等 |
| (4) 排ガス処理設備 | 集塵機, ガス洗浄装置, 煙道等 |
| (5) 余熱利用設備 | 空気予熱器, 給湯装置, 暖房装置, 脱気器, ポンプ, 熱交換器, ストレージタンク等 |
| (6) 通 風 設 備 | 押込送風機, 炉温制御用送風機, 誘引通風機, ダクト等 |
| (7) 灰 出 設 備 | 灰冷却装置, 灰コンベア, 灰クレーン, 灰固化装置等 |
| (8) 排 水 処 理 設 備 | 汚水処理装置, 重金属処理装置, 汚泥処理装置等 |
| (9) 給排水設備, 衛生設備, 消火設備 | 給水設備, ソーラーシステム, 衛生設備, 排水設備, 汚水処理設備, 散水設備, 各種消火設備, 高架水槽等 |
| (10) 空 調 設 備 | 暖房機, 冷凍機, 冷却塔, パッケージ型エアコンデショナ, ユニットクーラ, 空気調和器, エアカーテン, 送風機, 付属ポンプ等 |
| (11) 電 気 設 備 計 装 設 備 | 変圧器, 受配電盤, 制御・監視盤, 継電器盤, 継電器, 計器用変成器, 開閉器, コンデンサ, リアクトル, 充電設備, 無停電装置, バッテリ, 碍子・碍管, 保護装置, 開閉器用空気圧縮機, 支持フレーム, 母線, 配線, 照明器具, 非常用発電装置, 送受信設備装置, 電気時計装置, 電話交換装置, アンテナ設備, 表示装置, 避雷針, 支持棒, 接地電極, 導体, 盗難防止装置, 防災センター設備, 火災報知設備, 警報装置等 |
| (12) 発 電 設 備 | タービン発電機(蒸気タービン, 発電機, 減速機)等 |
| (13) そ の 他 | 各種配線, 配管, ダクト設備, タンク, 昇降設備(エレベータ, エスカレータ, ダムウエータ), 自動ドア設備, シャッター設備等 |

2. 粗大ごみ処理施設

| 設備名称 | 機械設備 |
|----------------------------|--|
| (1) 受入供給設備 | トラックスケール, ごみ投入扉, ごみクレーン, ごみ投入ホップ, 給じん装置, 供給クレーン, 供給コンベア等 |
| (2) 燃焼設備 | ストーカー (乾燥ストーカー, 燃焼ストーカー, 後燃焼ストーカー), 炉本体, 助燃装置等 |
| (3) 燃焼ガス冷却設備 | 廃熱ボイラ, ガス冷却室, 水噴射装置等 |
| (4) 排ガス処理設備 | 集塵(じん)機, ガス洗浄装置, 煙道等せん断機, 空気予熱器, 給湯装置, |
| (5) 余熱利用設備 | 暖房装置, 脱気器, ポンプ, 熱交換器, ストレージタンク等 |
| (6) 通風設備 | 押込送風機, 炉温制御用送風機, 誘引通風機, ダクト等 |
| (7) 灰出設備 | 灰冷却装置, 灰コンベア, 灰クレーン, 灰固化装置等 |
| (8) 排水処理設備 | 重金属処理装置, 汚泥処理装置等 |
| (9) 破碎設備 | 破碎機, 圧縮機 (プレス) 等 |
| (10) 選別設備 | 磁選機, 選別機, 振動ふるい, 送風機等 |
| (11) 集塵設備 | 集塵(じん)機 |
| (12) 貯留排出設備 搬送設備 | コンベア, ホップ, 梱包機, 積出クレーン等 |
| (13) 給排水設備 衛生設備 消火設備 | 給水設備, ソーラーシステム, 衛生設備, 排水設備, 汚水処理設備, 散水設備, 各種消火設備, 高架水槽等 |
| (14) 空調設備 | 暖房機, 冷凍機, 冷却塔, パッケージ型エアコンディショナ, ユニットクーラー, 空気調和器, エアカーテン, 送風機, 付属ポンプ等 |
| (15) 電気設備 計装設備 | 変圧器, 受配電盤, 制御・監視盤, 継電器盤, 継電器, 計器用変成器, 開閉器, コンデンサ, リアクトル, 充電設備, 無停電装置, バッテリー, 碍子・碍管, 保護装置, 開閉器用空気圧縮機, 支持フレーム, 母線, 配線, 照明器具, 非常用発電設備, 送受信設備装置, 電気時計装置, 電話交換装置, アンテナ設備, 表示装置, 避雷針, 支持棒, 接地電極, 導体, 盗難防止装置, 防災センター設備, 火災報知設備, 警報装置等 |
| (16) その他 | 各種配線, 配管, ダクト設備, タンク, 昇降設備 (エレベータ, エスカレータ, ダムウエータ), 自動ドア設備, シャッター設備 |

3. し尿処理施設

| 設備名称 | 機械設備 |
|-------------|--|
| (1) 受入・貯留設備 | 自動扉, オーバースライダー, トラックスケール, 破碎装置, スクリュープレス, スカム破碎装置等 |
| (2) 主処理設備 | 攪拌ばっ気装置, 冷却装置, 汚泥搔寄機, 濃縮スクリーン装置, 薬剤等注入装置等 |
| (3) 高度処理設備 | 薬剤溶解装置, 薬剤注入装置, オゾン処理装置, 廃オゾン処理装置, 砂濾過装置, 活性炭吸着装置等 |

| 設 備 名 称 | 機 械 設 備 |
|------------------|--|
| (4) 消 毒 設 備 | 消毒剤注入装置等 |
| (5) 汚 泥 処 理 設 備 | 汚泥脱水機，脱水剤等供給装置，汚泥乾燥装置，汚泥焼却装置，ホッパー搬送装置等 |
| (6) 脱 臭 設 備 | 高濃度燃焼装置，熱交換装置，薬液洗浄装置，活性炭吸着塔装置等 |
| (7) 給 排 水 設 備 | 地下ポンプ室，ブロー室，給水装置，排水装置，衛生設備，高架水槽等 |
| (8) 空 調 設 備 | 冷・暖房設備，ユニットクーラ，空調装置等 |
| (9) 電 気 設 備 | 変圧器，受配電盤，制御・監視盤，継電器盤，継電器，計装用変成器，開閉器，コンデンサ，リアクトル，充電設備，無停電装置，バッテリー，碍子・碍管，保護装置，開閉器用空気圧縮機，支持フレーム，母線，配線，照明器具，送受信設備，電気時計装置，電話交換装置，アンテナ設備，避雷装置，接地電極，導体，非常用発電設備，グラフィックパネル等 |
| (10) 消 防 関 係 設 備 | 盗難防止装置，防災センター設備，火災報知設備，警報装置等 |
| (11) そ の 他 | 各種配線，配管，ダクト設備，タンク，自動ドア，シャッター，ホイストクレーン等 |

4. 対象とならない設備等

ごみ処理施設，粗大ごみ処理施設，し尿処理施設のいずれにおいても、次の設備，機器，器具，部品等は対象となりませんのでご注意ください。

- (1) フォークリフト、トラッククレーン等の自走式運搬・荷役機械
- (2) コンクリート製・陶磁器製（^{がい}碍子・^{がい}碍管を除きます。）・ゴム製・布製・ガラス製の機器および器具
- (3) 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
- (4) ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類
- (5) 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃および金型、型ロール、グレートバー、その他の型類
- (6) 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料、その他の運転に供せられる資材
ただし、蒸気タービン装置の潤滑油・操作油、変圧器または開閉装置内の絶縁油および水銀整流器内の水銀は、保険の目的に含みます。
- (7) 基礎（アンカーボルトを含み、レールを除きます。）
- (8) 破碎設備のライナ、歯、ハンマ、反撥板、コーン、トッグルプレート、ロール、ボール（鋼球）、ロッド（丸棒）
- (9) 建物、煙突、什器・備品（ワードプロセッサ、オフィスコンピュータ等の事務用機器を含みます。）

Q & A

Q 1 : [加入の単位]

加入にあたっては1構内のすべての施設を対象としなければなりませんか？

たとえば、ごみ処理施設と粗大ごみ処理施設の双方がある場合、いずれか一方を対象として加入することができますか？

A : ごみ処理施設と粗大ごみ施設はそれぞれ別の施設(プラント)としておりますので、選択して加入することが可能です。また1構内にごみ処理棟が2以上ある場合(建設時期が異なる等の理由で別棟の別処理ラインとなっている場合)は、棟毎に別の施設として選択して加入することができます。

しかし、1施設、1棟内の機械設備のうち一部のものを取り出して加入することはできません。

※組合合併等による特殊事情がある場合は、全都清までご照会ください。

Q 2 : [破碎設備の扱い]

粗大ごみの破碎設備が、ごみ処理(焼却)施設と同じ棟内に設置されている場合、これは粗大ごみ処理施設として加入するのでしょうか、それともごみ処理施設に含めて加入できるのでしょうか？

A : 破碎設備または圧縮設備を保険上、独立した①粗大ごみ処理施設として扱われるか②ごみ処理(焼却)施設の一部として扱われるかは、これらの設備が建設(整備)されるにあたって上記①、②のいずれの施設として建設されたかによります。したがって、ごみ処理施設の棟内に焼却の前処理工程として破碎設備が設置されている場合は②ごみ処理施設の一部として扱われます。

II 保険金の支払対象となる損害、ならない主な損害

1. 保険金の支払対象となる損害

(1) 廃棄物処理プラントの損害

この保険は稼働に供せられている機械設備が偶発的な事故によって損傷を受けた場合、もとの稼働可能な状態に復旧するのに要する費用をお支払いする保険で、次の4条件をみたす損害に対し保険金をお支払いします。

- 〈1〉 運転中またはいつでも運転できる状態にあるときに発生した損害であること。(注)
- 〈2〉 偶然な事故による損害であること。
- 〈3〉 破裂、割れなどの物的損傷（破壊）であること。
- 〈4〉 支払対象とならない損害に該当しない損害であること。

(注) 運転中またはいつでも運転できる状態には、機械設備を検査、整備、清掃、修理または同一事業所内における移設のため一時稼働していない状態を含みます。保管中の予備品の損害は対象となりません。

(注) 損害発生の原因が第三者にある場合、保険金支払後に保険会社が第三者に求償する場合があります。(詳しくは34ページを参照ください。)

支払対象となる損害の主な事故原因例は次のとおりです。

① 爆 発

- 燃焼設備（焼却炉）内の異常燃焼による爆発
- 未燃ガスによる集塵装置の爆発
- 上記爆発によるクレーン、コンベア等の被爆損傷
- 可燃物（ボンベ、スプレー等）の混入、粉碎による破碎設備内の爆発
 - * ボイラ、焼却炉、タービン発電機、破碎設備の爆発による損害に対し保険金をお支払いします。他の設備は被爆による損害に対し保険金をお支払いしません。
 - * 爆発損害について、火災共済等で支払われる場合はその額を損害額から控除してお支払いします。

② 従業員の誤操作による事故

- 排水受槽内に水を張らずに運転を続けたため攪拌機のシャフト軸受が損傷
- ごみクレーンのバスケットが操作ミスによりごみピットに衝突損傷

③ 保守管理不完全

- 潤滑油不足により破碎機の軸受が焼付損傷
- ごみクレーンのワイヤロープ切断によりバスケットが落下損傷

④ 設計、鋳造または材質の欠陥

- 設計の誤りによるボイラの低水位事故

⑤ 製作または組立の欠陥

- 組立の欠陥にもとづく蒸気タービンの異常振動により翼車、軸、車室の破損

⑥ ショート、スパーク、過電流などの電氣的事故

- ねずみにより開閉装置内の絶縁劣化、短絡が生じ溶融損
- 過負荷によりコンベアのモーターが焦損

⑦ 破裂、破壊その他の機械的事故

- 燃焼設備内の水管の破裂
- 燃え残った異物の落下によるコンベアの破壊

⑧ 凍結

。寒波によりポンプ内の水分が凍結してケーシングが破損

(2) 第三者への賠償責任

廃棄処理プラントで発生した偶発的な爆発破裂の事故により他人の財物に損害を与え、または他人の生命・身体を害した場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対し保険金を支払います。

など

2. 保険金の支払対象とならない主な損害

(1) 廃棄物処理プラントの損害

① 火災による損害

火災による損害は補償の対象外となっております。火災による損害の補償には、本保険とは別に、機械（プラント）部分についての火災共済等にご加入していただく必要がございます。

② 保険契約者、被保険者または事業場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反

③ 保険契約の締結時、すでに保険の目的に存在し、かつ保険契約者、被保険者または事業場責任者が知っていたか、もしくは重大な過失によって知らなかったか、または欠陥

④ 戦争、内乱、暴動、騒じょう、労働争議などによる損害

⑤ 地震、噴火、暴風、高潮、土地の沈下、土砂崩れなどによる損害

⑥ 核燃料物質の汚染、放射性・爆発性などの作用による損害

⑦ 保険の目的の納入者が、被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害

⑧ 盗難による損害

⑨ 日常の使用または運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラースケールが進行した結果その部分に生じた損害

* 燃焼設備内の炉壁（レンガ）については、原則として他の部分と同時に損害が発生した場合に保険金を支払います。

⑩ 腐食・錆・侵食またはキャビテーションの損害および腐食・錆・侵食またはキャビテーションに起因してその部分に生じた損害

上文前段は、列挙された腐食等そのものの損害、つまり水管が腐食や侵食で減肉したなどの損害を示し、偶発的であっても支払対象となりません。

また、後段は、腐食等が原因で折損・亀裂等の損害が生じても、その部分（折損・亀裂した箇所）は、支払対象外としますが、これらに起因して生ずる波及損害は他の条件を満たしているかぎり支払対象となります。

日常の使用もしくは運転に伴う摩滅・消耗・劣化が進行したことによる損害も上記と同様です。

* タービン発電機内の潤滑油についてはこれを収容する機器の腐食、錆、摩滅、消耗、劣化による場合は支払対象となりません。

* キャビテーション：ポンプ・水車などの流体機械の羽根車内を高速で水が流れる場合、水中に溶けている気体が遊離し、気泡が発生する。この現象をキャビテーションという。これは水力機械の性能や寿命を低下させるとともに気泡が破壊するたび、非常に大きい衝撃力が働き、羽根の表面を壊食する。

⑪ テロによる損害

など

(2) 第三者への賠償責任

- ① 上記(1)②～⑥、⑧によって生じた損害。ただし、②③は故意の場合のみ支払対象外となり、重過失による場合は支払対象となります。
- ② 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の占有をはなれ事業場外にある保険の目的に起因する損害賠償責任
など

3. 保険金の支払対象となる損害とならない主な損害の相違

保険金の支払対象となる「事故」と保険金の支払対象とならない「故障」について相違を下記に示します。

事故とは、不測かつ突発的に起きた損害で破損、折損、曲損、溶融等の物的損傷が発生したことをいいます。ただし前記「支払対象とならない主な損害」に該当しないことが必要です。

故障とは、事故に至らなかった機械的・電氣的トラブルをいいます。

具体例は下記のとおりです。

例1. ごみクレーンを操作するためにスイッチを入れたが、作動しなかった。

調査した結果

- (1) スwitchの制御盤内に過電流が流れ、配線が溶けていたためと判明。配線等を取り替え調整を行った。…………… **事故**
- (2) スwitchの単なる接触不良と判明。修理後正常に作動した。…………… **故障**

例2. 給水ポンプの回転に異常が発生した。調査した結果

- (1) 軸と軸受が焦損していた。原因は潤滑油不足によるものと判明。…………… **事故**
- (2) 整備不良が原因で軸の回転がスムーズに行われなくなった。調整後回復した。…………… **故障**

例3. 冷却水管に穴があいた。調査した結果

- (1) 内圧により水管が破裂し穴があいた。…………… **事故**
- (2) 腐食や日常の使用に伴う消耗で穴があいた。…………… **故障**

例4. ごみクレーンバケットのつめが欠けた。調査した結果

- (1) ごみクレーンバケットをごみピットに衝突させて欠損…………… **事故**
- (2) 日常の使用に伴う消耗で欠損した。…………… **故障**

次頁の「予想される損害についての保険金支払いの可否」の表をあわせてご参照ください。

予想される損害についての

○：支払対象となる

×：支払対象とならない

| 設備名称 | 予想される損害 |
|------------------------|---|
| トラックスケール | 排水ポンプが潤滑油の不足のため壊れたが、それに気づかなかったため、ロードセルに雨水が浸入し、配線がショートし、使用不能となった。 トラックスケール監視員のミスで、トラックスケールの定格以上の車がスケールに乗ったため、破損した。 |
| ピットゲート (ごみ投入扉) | ごみ収集車が追突し、破損した。 蝶つがいが外れ、扉がごみピットに落下し、壊れた。 |
| ごみ収集車 および建物 | ごみ収集車が他のごみ収集車へ追突した。 ごみ収集車が焼却場の建物を破損した。 |
| ごみクレーン | ワイヤーロープが切れて、バケットが落下して損傷した。 |
| 供給ホッパ | ごみクレーンでごみを自動投入していたところ、リミットスイッチのトラブルにより、バケットが供給ホッパに落下し、ホッパが損傷した。 |
| 破砕機 ごみ供給コンベア 焼却炉 | ごみの中のガスボンベが入っていたため、爆発し、損傷した。 その後火災となり、焼損した。 |
| 破砕機 | ごみの中に硬い金属の塊りが入っていたため、破砕機の刃が欠けた。 |
| ボイラ | 圧力の異常上昇により、水管が破裂した。 |
| 電気集塵機 | 未燃ガスによるガス爆発が発生、損傷した。 |
| 送風機 (押込・誘引・冷却等) | 潤滑油システムのトラブルにより、軸受が損傷した。 メンテナンス不良で、インペラがバランスをくずして破壊した。 上記によって従業員がケガをした。 |
| キュービクル | ねずみの侵入により、高圧線がショートし、熔融した。 |
| 各種制御盤 | 誤操作または計器不良により、過電流が流れ、焼損した。 |
| ポンプ、ブロワー等の 回転機器 | メンテナンス不良により、突然軸受けが焼損した。 |
| 電気配線 | 給水制御のトラブルにより、給水タンクがオーバーフローし、電気配線が絶縁劣化した。 |
| 屋内外の配管 | 凍結により配管が破裂した。 |
| 機械全般 | 屋根が老朽化して、雨水が浸入し、電気機器がショートした。 地盤沈下により建物および機器が壊れた。 地震により固定金具がゆるみ、機械が落下し損傷した。 流動床式焼却炉で誤操作により、高温の砂が流出して、機器が焼損した。 |
| 第三者 | ごみ処理施設を見学中に、焼却炉が爆発し、見学者がケガをして、賠償責任が生じた。 |

保 険 金 支 払 い の 可 否

| 可 否 | 備 品 |
|-----|---|
| ○ | 物的損傷のない単なる不具合は支払いの対象外です。 (例：雨水がかかったが、乾燥後使用可能なもの) |
| ○ | ただし、法令違反また積載制限重量オーバーで事業場責任者の重過失による場合は支払いの対象外です。 |
| ○ | ただしごみ収集車は対象外です。 |
| ○ | ただし、落下しただけで物的損傷が発生していない場合は対象外となります。 |
| × | ごみ収集車は対象外です。 |
| × | 建物は対象外です。 |
| ○ | ただし、ワイヤーロープとごみピットは対象外です。 |
| ○ | |
| ○ | ただし、火災共済*から支払われる額は控除されます。 |
| × | 火災は対象外となります。(火災共済*で支払われます。) |
| × | 刃は保険の目的の対象外です。 |
| ○ | |
| ○ | ただし、火災共済*から支払われる額は控除されます。 |
| ○ | |
| ○ | |
| × | 労災として扱われます。 |
| ○ | |
| ○ | ただし、他の電気機器の類焼損害は火災共済の支払対象です。 |
| ○ | ただし、日常の使用による摩滅・消耗による損害は対象外です。 |
| ○ | ただし、洪水、高潮、河川湖沼のはん濫等の水災によるものは対象外です。 |
| ○ | |
| ○ | ただし、屋根は対象外です。 |
| × | 土地の沈下による損害は支払いの対象となりません。 建物は対象外です。 |
| × | 地震による損害は支払いの対象になりません。 |
| × | 火災は対象外となります。(火災共済*で支払われます。) |
| ○ | ただし、見学者でも当該市の市長や市の職員の傷害は対象外です。 (市が施設の所有者であるので、賠償責任が生じないため) |

※火災共済とは全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済のことをいいます。

本保険では、火災による損害は補償の対象外となっております。火災による損害の補償には、本保険とは別に、機械(プラント)部分についての全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済等にご加入していただく必要があります。

Ⅲ お支払いする保険金

1. 廃棄物処理プラントの損害に対する保険金

- | | | |
|------------------|---|------------|
| (1) 損害保険金 | } | = 支払われる保険金 |
| (2) 臨時費用保険金 | | |
| (3) 残存物取片づけ費用保険金 | | |

(1) $\boxed{\text{損害保険金}} = \boxed{\text{損害額}} - \boxed{\text{自己負担額}}$

$\boxed{\text{損害額}}$ 損害を受けた保険の目的を損害発生直前の稼働可能な状態に復旧するために必要とされる修理費で次のとおり算出します。

[修理費に含まれる費用]

- ① 本修理費
材料費，加工費，分解費，組立費，運搬費，試運転費，検査費，諸経費
 $\left(\begin{array}{l} \text{復旧のための突貫工事に必要な急行貨物輸送料、超過勤務} \\ \text{手当などの特別費用は国際間航空輸送料を除き、修理費に} \\ \text{含まれます。} \end{array} \right)$
- ② 本修理の一部をなすものと認められる仮修理費
- ③ 損害発生後の損害の拡大防止または軽減のために支出した必要かつ有益な費用
* 修理費は新価（再調達価額＝保険金額）が限度となります。
（保険金額が限度）

[修理費に含まれない費用]

- ① 国際間における航空輸送もしくは貸切輸送によったため特に要した増加運賃または国外から技術員の派遣を受けたために要した費用
- ② 本修理費の一部と認められない仮修理費
- ③ 損傷を被った部分の修理に伴い、他の部分の交換に要した費用（便乗修理費）
- ④ 模様替えまたは改良による増加費用
- ⑤ 損傷の修理に必要な場合を除き、分解整備，乾燥もしくは清掃の費用または凝固，閉塞，他物の付着，浸水もしくはこれらに類似の状態を取り除く費用
- ⑥ 事故原因調査費用

[損害から控除される額]

- ① 残存物があるときはその価額を損害額から控除します。

(2) $\boxed{\text{臨時費用保険金}}$

損害保険金の10%（1事故につき事業場ごとに200万円限度）を臨時費用として損害保険金に上乗せしてお支払いします。（保険金額の外枠、定額払い）

(3) $\boxed{\text{残存物取片づけ費用保険金}}$

損害保険金の6%の額の範囲内で残存物の廃棄に要した費用をお支払いします。（保険金額の外枠、実額払い）

(保険金算出例)

事故 ごみクレーン駆動用モーターの軸受が自然摩耗し、回転子が異常回転したため、固定子と接触し、回転子、固定子双方が損傷した。(保険金額10億円)
(修理費明細書)

| | | |
|---------|------------|----|
| 回転子製作費 | 600,000円 | |
| 固定子の修理費 | 400,000円 | |
| 分解組立費 | 500,000円 | |
| 軸受製作費 | 200,000円 | |
| 運賃 | 50,000円 | |
| 試運転諸掛り | 150,000円 | |
| <hr/> | | |
| 計 | 1,900,000円 | |
| | 残存物価額 | 0円 |

(1) 損害保険金

$$(1,900,000円 - 200,000円) - 200,000円$$

軸受製作費 自己負担額

$$= 1,500,000円$$

(2) 臨時費用保険金

$$1,500,000円 \times 10\% = 150,000円$$

(3) 残存物取片づけ費用保険金

$$1,500,000円 \times 6\% = 90,000円以内で実費をお支払いします。$$

2. 第三者への賠償責任

| 保険金額 (支払限度額) | 1 事故 | 1 億円限度 |
|--------------------------------------|------|-------------|
| (1) 損害賠償額 | } | } をお支払いします。 |
| (2) 訴訟費用、弁護士報酬等 ※事前に保険会社の承認が必要です。 | | |
| (3) 必要または有益な損害防止費用 | | |
| (4) 権利保全行使費用 | | |

IV 保険金額

1. 保険金額の決定方法

保険金額とは本保険制度の対象となる機械設備またはこれと同種同能力のものを新たに取得するのに要する費用（新価（再調達価額）といいます。）で、ごみ処理，粗大ごみ処理，し尿処理施設の各々の施設ごとに定めます。保険金額から自己負担額を差し引いた額が、1回の事故でお支払いする最高限度額となります。

保険契約上、「保険金額」は保険契約者（加入者）からの申告事項となっており、実際の再調達価額より保険金額が低い場合、一部保険としてお支払いする保険金額が縮小されることがあります。事故発生時に保険金額と再調達価額に大きな乖離が発生する可能性が高くなるため、正確な保険金額の申告をお願いいたします。

(1) ごみ処理施設および粗大ごみ処理施設

新価は正確に設定するために①の方法により定めます。ただし、購入額等が不明な場合のみ②で設定します。

① 購入価額による方法

$$\boxed{\text{対象機械の実際の購入額}} \times \boxed{\text{購入年からの値上り率}}$$

なお、購入価額は新設時の年度別事業計画調書または工事金額内訳書に記載の機械工事費の合計額となります。

○値上り率表

| | | | | | | | | | | | |
|------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 購入年 | 2025年 1月 | 2024年 | 2023年 | 2022年 | 2021年 | 2020年 | 2019年 | 2018年 | 2017年 | 2016年 | 2015年 |
| 値上り率 | 1.00 | 1.02 | 1.08 | 1.14 | 1.17 | 1.18 | 1.17 | 1.22 | 1.22 | 1.22 | 1.22 |
| 購入年 | 2014年 | 2013年 | 2012年 | 2011年 | 2010年 | 2009年 | 2008年 | 2007年 | 2006年 | 2005年 | 2004年 |
| 値上り率 | 1.23 | 1.26 | 1.26 | 1.27 | 1.27 | 1.27 | 1.27 | 1.32 | 1.33 | 1.34 | 1.36 |

② 簡易評価法

$$\boxed{\text{標準価格}} \times \boxed{\text{施設の処理能力 (t/d) により算出した金額}}$$

(標準単価………t/dあたり)

ごみ処理施設 t/d あたり標準単価
12,000千円 t/d

粗大ごみ処理施設 t/d
7,000千円 t/d

※過去数年間の損害額，物価上昇率を考慮し，標準価格を定めています。

(2) し尿処理施設

すべて、購入価額による方法とします。保険金額の設定方法は、前記(1)ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設①購入価額による方法をご参照ください。

(3) 継続契約

(1)および(2)の継続契約については、次の算式の通りとします。

○前年値上り率表

| | | | | | | | | | | | |
|------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 購入年 | 2024年 1月 | 2023年 | 2022年 | 2021年 | 2020年 | 2019年 | 2018年 | 2017年 | 2016年 | 2015年 | 2014年 |
| 値上り率 | 1.00 | 1.04 | 1.09 | 1.12 | 1.13 | 1.12 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.18 |
| 購入年 | 2013年 | 2012年 | 2011年 | 2010年 | 2009年 | 2008年 | 2007年 | 2006年 | 2005年 | 2004年 | 2003年 |
| 値上り率 | 1.21 | 1.20 | 1.21 | 1.22 | 1.21 | 1.22 | 1.26 | 1.27 | 1.29 | 1.30 | 1.29 |

2. 対象となる機械設備の異動

改良・改造工事等により対象となる機械設備が増加・減少した場合には新価が変動しますので、保険金額の調整が必要となります。

Q & A

Q 3 : [購入価額]

対象機械の実際の購入価額は何によって把握すればよいのでしょうか？

A : 次のいずれかの資料により把握できます。

(1) 施設を建設される際に作成される年度別事業計画調書

この調書には本工事費（機械工事および土木工事）、付帯工事費の内訳が載っていますので、これにより対象機械の購入価額が算出できます。

(2) 請負業者作成の工事金額内訳書

これも上記(1)と同様の工事費内訳が載っていますので購入価額が算出できます。

V 保険料（加入掛金）と保険料率

1. 保険料（加入掛金）

前記IVにより算出した保険金額に保険料率（掛金率）を乗じたものが、保険料（加入掛金）となります。

$$\boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{保険料率}} = \boxed{\text{保険料}}$$

保険料は、1円単位を四捨五入し、10円位とします。

2. 保険料率

保険料率は、次の(1)もしくは(2)の標準保険料率を適用します。なお、(3)新機械割引または(4)メーカー保証割引の条件に該当する設備については、その割引をあわせて料率とします。

料率は、保険金額1,000円に対する円で表示し、小数第3位を四捨五入し、第2位にとどめます。

(1) ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設標準保険料率

| 設備・機械の種類 | 標準保険料率 | |
|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| | 機械設備について火災共済 [*] に加入している場合 | 機械設備について火災共済 [*] に加入していない場合 |
| ① 蒸気・温水を造り出しているごみ処理施設 | | |
| イ. 処理能力100t/d以上の施設 | 1.46円 | 1.50円 |
| ロ. " 100t/d未満の施設 | | |
| ① ボイラの伝熱面積600㎡以上1,000㎡未満 | 1.56円 | 1.60円 |
| ② " 400㎡以上 600㎡未満 | 1.73円 | 1.77円 |
| ③ " 200㎡以上 400㎡未満 | 1.89円 | 1.93円 |
| ④ " 50㎡以上 200㎡未満 | 2.05円 | 2.09円 |
| ⑤ " 50㎡未満 | 2.21円 | 2.25円 |
| ② 蒸気・温水を作り出していないごみ処理施設 | | |
| イ. 処理能力30t/d以上の施設 | 3.22円 | 3.32円 |
| ロ. " 30t/d未満の施設 | 4.23円 | 4.33円 |
| ③ 粗大ごみ処理施設 | 5.86円 | 6.09円 |
| ④ タービン発電機 | | |
| イ. 4,000KW未満 | | 2.61円 |
| ロ. 4,000KW以上10,000KW未満 | | 3.15円 |
| ハ. 10,000KW以上20,000KW未満 | | 3.42円 |

※火災共済とは全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済のことです。

(2) し尿処理施設標準保険料率

| 設備・機械の種類 | 標準保険料率 | |
|--------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| | 機械設備について火災共済 [*] に加入している場合 | 機械設備について火災共済 [*] に加入していない場合 |
| 20kl/d未満 | 2.19 | 2.27 |
| 20kl/d以上～50kl/d未満 | 1.93 | 2.01 |
| 50kl/d以上～70kl/d未満 | 1.55 | 1.63 |
| 70kl/d以上～100kl/d未満 | 1.28 | 1.36 |
| 100kl/d以上 | 1.11 | 1.19 |

※火災共済とは全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済のことです。

VI 割引・割増制度

1. 新機械割引

運転開始後4年以内の期間については、新機械割引を適用します。割引率は1年目18%、2年目18%、3年目18%、4年目8%

2. メーカー保証割引

運転開始後2年以内で、メーカー側の原因による事故について、そのメーカーが無償で修理することを約している場合はメーカー保証割引を適用します。割引率は1年目12%、2年目10%

* 保険料(加入掛金)算出例

| | | | |
|--|--------------------------------|---|------------------|
| Aごみ処理施設 ◦処理能力200t/24h (100t/24hの炉が2基) ◦竣工 2014年 ◦購入価額 23億円 ◦火災共済に加入している。 | 保 険 金 額 | 料 率 | 保 険 料 |
| | 2,300,000千円 × 1.23 × (値上り率) | 1.46円 | = 4,130,340 円 |
| Bごみ処理施設 ◦処理能力100t/24h (100t/24hの炉が1基) ◦竣工 2026年4月(予定) ◦購入価額 12億円 ◦火災共済に加入の予定 ◦メーカー保証あり | 保 険 金 額 | 料 率 | 保 険 料 |
| | 1,200,000千円 × | 1.05円 (1.46円 × 0.82 (新機械割引18%) × 0.88 (メーカー保証割引12%)) | = 1,260,000 円 |

(注) 料率は、小数第3位を四捨五入し、第2位までとします。

3. 保険料軽減方法

保険料軽減策として、自己負担額を引上げることにより保険料(率)を割引く方法があります。

① 蒸気・温水を作り出しているごみ処理施設

蒸気温水を作り出しているごみ処理施設について自己負担額を引上げる場合には、全体に一本の自己負担額ではなく、次のように施設内の区分(ボイラとその他機械設備)によって適用される自己負担額が異なります。更に、ボイラについては、保険金額により自己負担額が異なってきます。

| | | |
|---|---------|---|
| A | ボイラ | : 燃焼設備、ガス冷却設備、排ガス処理設備、 通風設備、余熱利用設備(空気予熱器) |
| B | その他機械設備 | : 受入供給設備、灰出設備、排水処理設備、 給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備、 電気設備、計装設備、予熱利用設備(給湯装置等) |

イ. 処理能力100t/d以上の施設

| | | | |
|----------------------------|---|------------|-------------|
| | | | |
| | | | |
| A | ボイラ 次の金額が右 のどの範囲に 該当するか より定ま ります。 施設の保険金 額×0.6÷焼却 炉の数 | 80,000千円以上 | 120,000千円未満 |
| | | 120,000 | 200,000 |
| | | 200,000 | 300,000 |
| | | 300,000 | 500,000 |
| | | 500,000 | 700,000 |
| | | 700,000 | 1,000,000 |
| | | 1,000,000 | 1,500,000 |
| | | 1,500,000 | 2,500,000 |
| | | 2,500,000 | 4,000,000 |
| | | 4,000,000 | |
| B その他機械設備（保険金額に関係なく定まります。） | | | |
| 料 率 | | | |

ロ. 処理能力100t/d未満の施設

| | | | | |
|-------|-----|---|----------------------------|------------|
| | | | | |
| | | | | |
| 自己負担額 | A | ボイラ 次の金額が右 のどの範囲に 該当するか より定ま ります。 施設の保険金 額×0.6÷焼却 炉の数 | 60,000千円以上 | 80,000千円未満 |
| | | | 80,000 | 120,000 |
| | | | 120,000 | 200,000 |
| | | | 200,000 | 300,000 |
| | | | 300,000 | 500,000 |
| | | | 500,000 | |
| | | | B その他機械設備（保険金額に関係なく定まります。） | |
| 料率 | (イ) | ボイラ伝熱面積 | 600㎡以上 | 1,000㎡未満 |
| | (ロ) | 〃 | 400㎡ | 600㎡ |
| | (ハ) | 〃 | 200㎡ | 400㎡ |
| | (ニ) | 〃 | 50㎡ | 200㎡ |
| | (ホ) | 〃 | | 50㎡ |

※火災共済とは全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済のことをいいます。

| ケース I | | ケース II | | ケース III | |
|------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|
| 機械設備について火災共済*に加入している場合 | 機械設備について火災共済*に加入していない場合 | 機械設備について火災共済*に加入している場合 | 機械設備について火災共済*に加入していない場合 | 機械設備について火災共済*に加入している場合 | 機械設備について火災共済*に加入していない場合 |
| 900千円 | 900千円 | 1,800千円 | 1,800千円 | 2,500千円 | 2,500千円 |
| 1,200千円 | 1,200千円 | 2,300千円 | 2,300千円 | 3,100千円 | 3,100千円 |
| 1,500千円 | 1,500千円 | 2,900千円 | 2,900千円 | 3,800千円 | 3,800千円 |
| 1,900千円 | 1,900千円 | 3,500千円 | 3,500千円 | 4,500千円 | 4,500千円 |
| 2,400千円 | 2,400千円 | 4,400千円 | 4,400千円 | 5,700千円 | 5,700千円 |
| 2,900千円 | 2,900千円 | 5,500千円 | 5,500千円 | 7,400千円 | 7,400千円 |
| 3,500千円 | 3,500千円 | 8,500千円 | 8,500千円 | 13,000千円 | 13,000千円 |
| 4,200千円 | 4,200千円 | 10,000千円 | 10,000千円 | 14,000千円 | 14,000千円 |
| 5,400千円 | 5,400千円 | 13,000千円 | 13,000千円 | 20,000千円 | 20,000千円 |
| 6,800千円 | 6,800千円 | 17,000千円 | 17,000千円 | 29,000千円 | 29,000千円 |
| 280千円 | 280千円 | 430千円 | 430千円 | 700千円 | 700千円 |
| 1.08円 | 1.11円 | 0.81円 | 0.84円 | 0.65円 | 0.67円 |

| ケース I | | ケース II | | ケース III | |
|------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|
| 機械設備について火災共済*に加入している場合 | 機械設備について火災共済*に加入していない場合 | 機械設備について火災共済*に加入している場合 | 機械設備について火災共済*に加入していない場合 | 機械設備について火災共済*に加入している場合 | 機械設備について火災共済*に加入していない場合 |
| 750千円 | 750千円 | 1,500千円 | 1,500千円 | 2,000千円 | 2,000千円 |
| 900千円 | 900千円 | 1,800千円 | 1,800千円 | 2,500千円 | 2,500千円 |
| 1,200千円 | 1,200千円 | 2,300千円 | 2,300千円 | 3,100千円 | 3,100千円 |
| 1,500千円 | 1,500千円 | 2,900千円 | 2,900千円 | 3,800千円 | 3,800千円 |
| 1,900千円 | 1,900千円 | 3,500千円 | 3,500千円 | 4,500千円 | 4,500千円 |
| 2,400千円 | 2,400千円 | 4,400千円 | 4,400千円 | 5,700千円 | 5,700千円 |
| 280千円 | 280千円 | 430千円 | 430千円 | 700千円 | 700千円 |
| 1.15円 | 1.19円 | 0.87円 | 0.89円 | 0.70円 | 0.71円 |
| 1.27円 | 1.30円 | 0.95円 | 0.98円 | 0.76円 | 0.78円 |
| 1.38円 | 1.41円 | 1.03円 | 1.06円 | 0.82円 | 0.85円 |
| 1.49円 | 1.53円 | 1.11円 | 1.14円 | 0.89円 | 0.91円 |
| 1.61円 | 1.64円 | 1.19円 | 1.22円 | 0.96円 | 0.97円 |

② 蒸気・温水を作り出していないごみ処理施設

| | | ケース I | | ケース II | | ケース III | |
|------------------------|----------------|------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|
| 自己負担額(保険金額に関係なく定まります。) | | 600千円 | | 1,200千円 | | 1,600千円 | |
| 料率 | イ. 処理能力30t/d以上 | 機械設備について火災共済※に加入している場合 | 機械設備について火災共済※に加入していない場合 | 機械設備について火災共済※に加入している場合 | 機械設備について火災共済※に加入していない場合 | 機械設備について火災共済※に加入している場合 | 機械設備について火災共済※に加入していない場合 |
| | ロ. " 30t/d未満 | 2.51円 | 2.59円 | 1.80円 | 1.85円 | 1.42円 | 1.47円 |
| | | 3.30円 | 3.38円 | 2.36円 | 2.42円 | 1.87円 | 1.91円 |

※火災共済とは全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済のことをいいます。

③ 粗大ごみ処理設備

| | | ケース I | | ケース II | | ケース III | |
|------------------------|--|------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|
| 自己負担額(保険金額に関係なく定まります。) | | 340千円 | | 750千円 | | 1,100千円 | |
| 料率 | | 機械設備について火災共済※に加入している場合 | 機械設備について火災共済※に加入していない場合 | 機械設備について火災共済※に加入している場合 | 機械設備について火災共済※に加入していない場合 | 機械設備について火災共済※に加入している場合 | 機械設備について火災共済※に加入していない場合 |
| | | 5.13円 | 5.33円 | 3.67円 | 3.81円 | 2.93円 | 3.05円 |

※火災共済とは全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済のことをいいます。

④ タービン発電機

| | | | | ケース I | ケース II | ケース III |
|-------|----------------------------------|------------|------------|---------|---------|----------|
| 自己負担額 | タービン発電機の保険金額が右の範囲に該当するかどうかによります。 | 60,000千円以上 | 80,000千円未満 | 1,400千円 | 3,100千円 | 4,400千円 |
| | | 80,000 " | 120,000 " | 1,650千円 | 3,600千円 | 5,000千円 |
| | | 120,000 " | 200,000 " | 2,000千円 | 4,400千円 | 6,100千円 |
| | | 200,000 " | 300,000 " | 2,500千円 | 5,400千円 | 7,500千円 |
| | | 300,000 " | 500,000 " | 3,100千円 | 6,700千円 | 9,400千円 |
| | | 500,000 " | 700,000 " | 3,800千円 | 8,000千円 | 11,000千円 |
| | | 700,000 " | | 4,500千円 | 9,900千円 | 14,000千円 |
| 料率 | イ. 4,000KW未満 | | | 1.83円 | 1.31円 | 1.04円 |
| | ロ. 4,000KW以上 | 10,000KW未満 | | 2.21円 | 1.58円 | 1.26円 |
| | ハ. 10,000KW以上 | 20,000KW未満 | | 2.39円 | 1.71円 | 1.37円 |

⑤ し尿処理施設

| | | ケース I | | ケース II | | ケース III | |
|------------------------|--------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|
| 自己負担額(保険金額に関係なく定まります。) | | 2,000千円 | | 3,500千円 | | 5,500千円 | |
| 料率 | 20kl/d未満 | 機械設備について火災共済※に加入している場合 | 機械設備について火災共済※に加入していない場合 | 機械設備について火災共済※に加入している場合 | 機械設備について火災共済※に加入していない場合 | 機械設備について火災共済※に加入している場合 | 機械設備について火災共済※に加入していない場合 |
| | 20kl/d以上～50kl/d未満 | 1.94 | 2.02 | 1.70 | 1.76 | 1.46 | 1.51 |
| | 50kl/d以上～70kl/d未満 | 1.71 | 1.78 | 1.50 | 1.56 | 1.28 | 1.34 |
| | 70kl/d以上～100kl/d未満 | 1.38 | 1.45 | 1.20 | 1.27 | 1.03 | 1.09 |
| | 100kl/d以上 | 1.14 | 1.21 | 0.99 | 1.06 | 0.85 | 0.91 |
| | | 0.98 | 1.06 | 0.86 | 0.92 | 0.74 | 0.79 |

※火災共済とは全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済のことをいいます。

* 自己負担額を上げた場合の保険料(加入掛金)算出例

A 施設

- 処理能力 200t/24h
- 購入価額 23億円
- (100t/24hの炉が2基)
- 火災共済に加入している。
- 竣工 2014年4月

自己負担額の引上げはケース I による。

| | 保 険 金 額 | 料 率 | 保 険 料 | 自 己 負 担 額 |
|-----------|--|-------|---------------------|--|
| 購入価額による方法 | $2,300,000 \text{千円} \times 1.23 \times$ (2014年からの値上り率) | 1.08円 | = <u>3,055,320円</u> | ボイラ……………2,900千円 (2,829,000千円 $\times 0.6 \div 2$ により定まる) その他機械設備…280千円 |

| B 施 設 | |
|------------------------------------|--------------|
| ◦ 処理能力 100t/24h (100t/24hの炉が1基) | ◦ 購入価額 12億円 |
| ◦ 竣工 2026年1月 | ◦ 火災共済に加入の予定 |
| | ◦ メーカー保証あり |

自己負担額の引上げはケースⅡによる。

| | 保 険 金 額 | 料 率 | 保 険 料 | 自 己 負 担 額 |
|-----------|-----------------|---|------------|---|
| 購入価額による方法 | 千円 1,200,000 | 0.58円 (0.81円 \times 0.82(新機械割引) \times 0.88(メーカー保証割引)) | = 696,000円 | ボイラ……………5,500千円 (1,200,000千円 $\times 0.6 \div 1$ により定まる) その他機械設備……430千円 |

(注) 料率は、小数第3位を四捨五入

4. 「特定割引／特定割増」制度に関する移行経過措置

(1) 移行経過措置について

2015年度まで適用されておりました「特定割引／特定割増」制度は、2016年度より廃止となりました。これは事故後の保険料の急激な変動を防止するための制度改定です。ただし、従来よりご加入いただいている自治体については、現状の保険料との差分に対する移行経過措置として「リスク等調整割引」を設けます。

(2) 移行経過措置の適用ができる条件

以下の条件に該当するすべての自治体について移行経過措置としての「リスク等調整割引」を適用することができます。

| 移行経過措置の対象条件 |
|---|
| a. 2011年4月1日から2016年3月31日までの5年間に1年以上の加入実績があること |
| b. 加入時に「特定割引」の適用がされていたこと |

(3) 「リスク等調整割引」について

「リスク等調整割引」は無事故の施設を有する自治体への割引措置として、前項対象条件に合致するすべての自治体に対して適用することができます。

(4) 「リスク等調整割引」の算出方法

以下【参考資料「特定割引／特定割増」制度について】の記載に基づき算出された割引率を「リスク等調整割引」として適用することができます。

(5) 「リスク等調整割引」の適用終了

本措置は事故発生にともなう保険金支払いにより、過去3年間の通算損害率（保険金÷保険料）が45%を超えた場合に終了します。以後本措置の適用はなくなり、その後通算損害率が低減されても再度「リスク等調整割引」の適用を受けることはできません。

なお、現状の加入状況において保険金支払い等の事由により、移行経過措置が適用となるかご不明の場合は全国都市清掃会議まで別途お問い合わせください。

【参考資料：「特定割引／特定割増」制度について】

参考1. 「特定割引」制度について

(1) 「特定割引」制度とは

保険契約過去3年間の通算損害率（保険金÷保険料）により、料率を最高35%まで割引く制度です。

(2) 「特定割引」の適用ができる条件

保険契約は、次の条件のすべてに該当する同一自治体の機械設備が対象となります。

割引の条件

- a. 同一被保険者の全契約^{*}の過去3年間の通算損害率が45%未満のもの
- b. 保険金額が次の条件を満たすもの
同一被保険者の過去3年間の各年における保険金額が1億円以上のもの

※他社契約がある場合は他社契約を含めます。他社契約を含める場合は下記書類の提出が必要となります。

【必要書類】

他社からの切替契約については、他社契約の保険料・保険金を明記した下記書類を添付してください。

- ①保険証券（写）および目的明細書（写）
- ②機械保険等受取保険金申告書

(3) 「特定割引率」の算出方法

① 特定割引は、1自治体ごとに定め、その割引率は最高35%とし、次の計算式によります。

$$\text{特定割引率} = 35\% \times \frac{45\% - \text{過去3年間の通算損害率}(\%)}{45\%}$$

(注1) 1%未満を四捨五入

(注2) 通算損害率は、次の計算式によります。

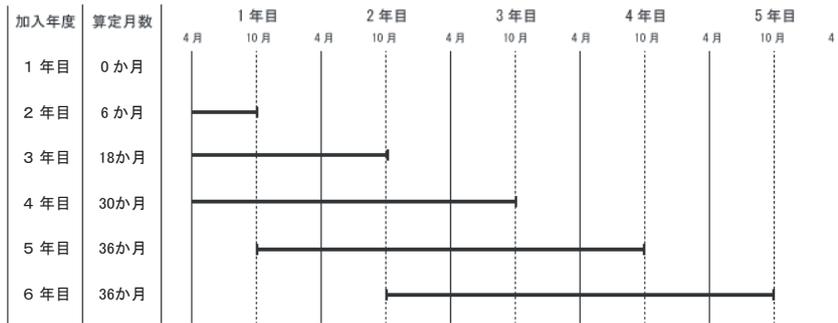
$$\text{通算損害率} = \frac{\text{算定期間内の支払保険金}}{\text{算定期間内の保険料}} \times 100 \quad \dots\dots (1)$$

② 算定期間が3年に満たない契約に対する特定割引率

算定期間が3年に満たない場合の特定割引率は、上記(1)計算式に、次の係数を乗じた割引率を適用します。

$$\frac{\text{算定期間月数}}{36\text{か月}}$$

③ 算定期間は、次の方法によります。(保険加入月：4月)



したがって、無事故が続いた場合の割引率は次のとおりとなります。

$$\text{特定割引率} = 35\% \times \frac{45\% - 0\%}{45\%} = 35\%$$

$$\text{2年目の割引率} : 35\% \times 1/6 = 6\%$$

$$\text{3年目の割引率} : 35\% \times 1/2 = 18\%$$

$$\text{4年目の割引率} : 35\% \times 5/6 = 29\%$$

$$\text{5年目の割引率} : 35\% \times 1 = 35\%$$

$$\text{6年目の割引率} : 35\% \times 1 = 35\%$$

参考2. 「特定割増」制度について

(1) 「特定割増」とは

保険契約過去3年間（保険契約の実績が3年未満の場合はその期間）の通算損害率（注1参照）が75%以上の場合、通算損害率に応じて料率の割増をいただくものです。

(2) 「特定割増」の適用される条件

保険契約が、次の条件に該当する同一自治体の機械設備が対象となります。

割増の条件

同一被保険者の全契約*の過去3年間（保険契約の実績が3年未満の場合はその期間）通算損害率が75%以上のもの

※他社契約がある場合は他社契約を含めます。他社契約を含める場合は下記書類の提出が必要となります。

【必要書類】

他社からの切替契約については、他社契約の保険料・保険金を明記した下記書類を添付してください。

- ① 保険証券（写）および目的明細書（写）
- ② 機械保険等受取保険金申告書

(3) 「特定割増率」の算出方法

① 特定割増は、1自治体ごとに定め、その割増率は次の表によります。

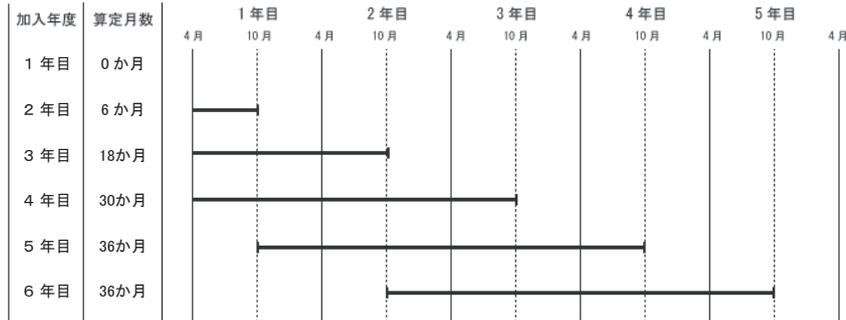
| 通算損害率(%) | 割増率(%) | 通算損害率(%) | 割増率(%) |
|-------------|--------|-------------|--------|
| 75以上125未満 | 5 | 175以上200未満 | 20 |
| 125 " 150 " | 10 | 200 " 250 " | 25 |
| 150 " 175 " | 15 | 250 " 300 " | 30 |

(注1) 通算損害率は、次の計算式により、1%未満を四捨五入します。

$$\text{通算損害率} = \frac{\text{算定期間内の支払保険金}}{\text{算定期間内の保険料}} \times 100$$

(注2) 通算損害率が300%以上の場合は、割増を別途適用させていただきます。

② 算定期間は、次の方式によります。(保険加入月：4月)



参考3. 「特定割引」と「特定割増」間の移行

- (1) 当年度に特定割引を適用している自治体に対しては、当年度損害率の如何にかかわらず次年度にかぎり特定割増を適用しません。
- (2) 当年度に特定割増を適用している自治体に対しては、当年度損害率の如何にかかわらず次年度にかぎり特定割引は適用しません。

Q & A

Q 4 : [燃焼設備 (炉) が複数ある場合の処理能力の捉え方]

1 一つのごみ処理施設内に燃焼設備が 2 つあります (80t/d × 2 基) 。保険金額、保険料率を決めるにあたっては 1 炉ごとの処理能力による (80t/d の施設が 2 つとみる) のでしょうか。それとも全体の処理能力による (160t/d の施設が 1 つとみる) のでしょうか？

A : 全体の処理能力によります。保険金額、保険料率は 1 一つのごみ処理施設毎に定めることになっています。なお、Q1 の回答にあるように 1 構内にごみ処理棟が 2 以上ある場合はそれぞれが別のごみ処理施設となりますので、保険金額、保険料率を決めるにあたっては棟ごとの処理能力によります。

Q 5 : [処理能力の表示単位と保険金額、保険料率]

処理能力 (t/d) は施設により t/8h, t/16h, t/24h, t/5h 等と表示されることがあります。例えば 30t/8h のごみ処理施設の場合、保険金額、保険料率を決めるにあたって、1 日あたりの処理能力を $30t/8h \times 24h/8h = 90t/d$ と換算する必要がありますか？

A : 換算する必要はありません。 $30t/8h = 30t/d$ と読み替えて保険金額、保険料率を定めます。施設の稼働時間により全連続燃焼式は、○○t/24h、準連続燃焼式は○○○t/5h 等と表示されますが、そのままの数字に従って保険金額、保険料率を算出する仕組みになっています。

Q 6 : [ボイラの伝熱面積]

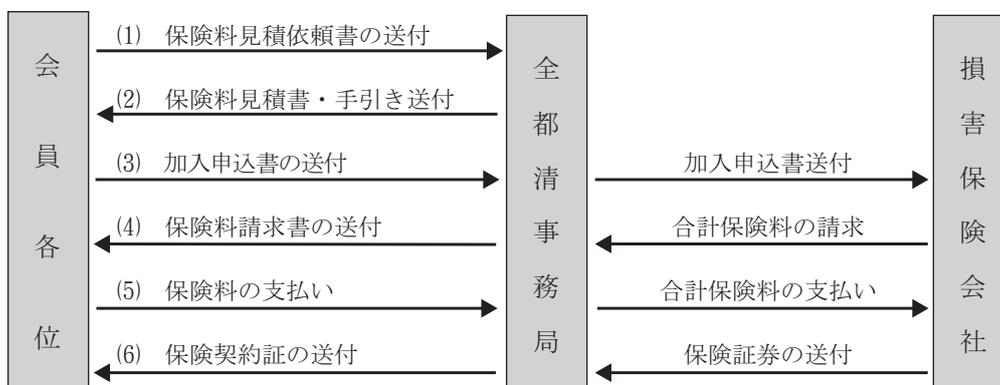
蒸気または温水を作り出しているごみ処理施設で処理能力 100t/d 未満のものは、ボイラの伝熱面積により保険料率が異なっていますが、伝熱面積とは何を意味し、何によって把握すればよいのでしょうか？

A : 伝熱面積とはボイラの中にある水を温める水管 (パイプ) 表面積を意味します。通常、伝熱面積はボイラの銘板に表示されていますが、表示されていなくとも、水管の直径と総延長により計算できます。

Ⅶ 本制度への加入手続き

1. 事務の流れ

<1> 新規加入の場合



(1) 保険料見積依頼書の送付

手引き28ページの「保険料見積依頼書」に必要事項をご記入のうえ、FAXしてください。購入金額が不明の場合は「年度別事業計画調書」または「工事金額内訳書」をご提出ください。(全都清・損害保険会社にて保険金額を設定します。)

(2) 保険料見積書・手引きの送付

保険料見積依頼書をもとに保険料見積書と本保険制度の内容を詳しく書いた手引きをお送りします。また、ご要望に応じて保険内容についてご説明します。

(3) 加入申込書の送付

加入申込書を送付します。ご加入日の前月末日までに加入申込書をご提出ください。

(4) 加入申込書の記入、捺印、送付

加入申込書に必要事項を記入、捺印し、加入月の前月末日までに下記の全都清事務局宛に送付してください。

① 加入申込書のフォーム、加入申込書の記入方法は下記2のとおりです。

② 加入者名義、捺印者は、加入団体の長あるいは清掃担当部署の責任者のいずれでも結構です。

③ 加入申込書は、3写式となっており、加入申込書下部に記載されている加入者控（3枚目）を控とし、残り2部を下記の全都清事務局宛に送付してください。

全都清事務局：

〒113-0033 東京都文京区本郷3-3-11 I P Bお茶の水7階
公益社団法人 全国都市清掃会議 調査普及部

(5) 保険料請求書の送付

全都清より、保険料請求書を送付します。

(6) 保険料の支払い

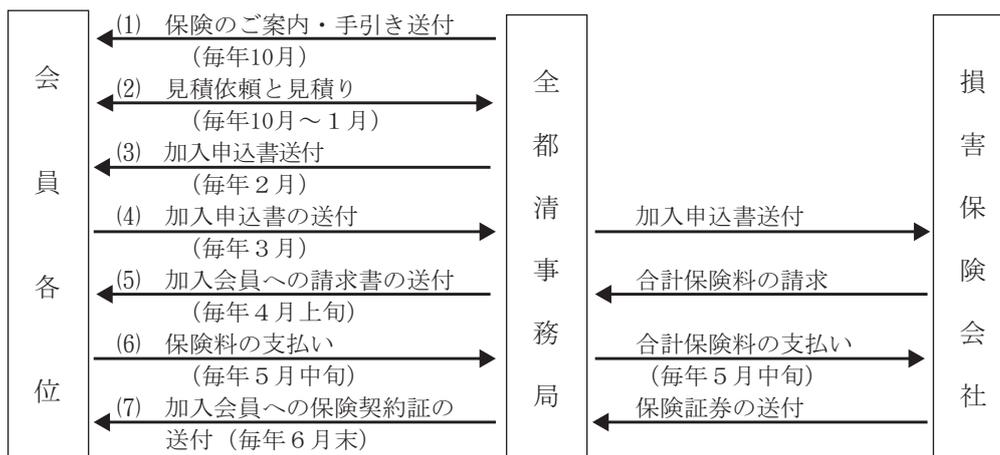
上記(5)の請求書に基づき、下記の全都清口座にご加入月の翌月中旬の期日までに保険料を振込んでいただきます。なお、ご加入月の翌月末日までに着金しない場合は、保険の支払対象とならないことがあります。領収書は、原則として振込用紙控にて替えますが、必要がある加入団体については、別途領収書を発行します。

| | | | |
|---|------|---|----------------------|
| 振 | 銀行名 | ： | みずほ銀行（0001）神田支店（108） |
| 込 | 口座名義 | ： | 公益社団法人 全国都市清掃会議 |
| 先 | 口座番号 | ： | 普通預金 887490 |

(7) 加入団体への保険契約証の送付（ご加入月の翌々月）

損害保険会社が作成した保険契約証を、加入団体に送付します。

＜2＞ 継続加入の場合



- (1) 保険のご案内・手引きの送付（毎年10月）
既加入団体へ翌年度の本保険のご案内・手引きを送付します。
- (2) 見積依頼と見積り（毎年10月～翌年1月）
既加入団体からの見積依頼に対して、見積書を送付します。
- (3) 加入申込書の送付（毎年2月）
毎年4月より継続加入される既加入団体に、加入申込書を送付します。
- (4) 加入申込書の記入、捺印、送付（毎年3月）
加入申込書に必要な事項を記入、捺印し、3月末までに下記の全都清事務局宛に送付してください。
 - ① 加入申込書のフォーム、加入申込書の記入方法は下記2のとおりです。
 - ② 加入者名義、捺印者は、加入団体の長あるいは清掃担当部署の責任者のいずれでも結構です。
 - ③ 加入申込書は、3写式となっており、加入申込書下部に記載されている加入者控（3枚目）を控とし、残り2部を下記の全都清事務局宛に送付してください。

全都清事務局：
〒113-0033 東京都文京区本郷3-3-11 I P Bお茶の水7階
公益社団法人 全国都市清掃会議 調査普及部

- (5) 継続加入団体への請求書の送付（毎年4月上旬）
継続加入団体宛に全都清事務局より、保険料の請求書を送付します。
- (6) 保険料の支払い（5月中旬）
上記(5)の請求書に基づき、下記の（公社）全国都市清掃会議の口座に5月中旬の期日迄に保険料を振込んでいただきます。なお、5月31日までに着金しない場合は、保険の支払対象としないことがあります。
領収書は、原則として振込用紙控にて替えますが、必要がある加入団体については、別途領収書を発行します。

| | | | |
|-----|--|------|----------------------|
| 振込先 | | 銀行名 | みずほ銀行（0001）神田支店（108） |
| | | 口座名義 | 公益社団法人 全国都市清掃会議 |
| | | 口座番号 | 普通預金 887490 |

- (7) 加入団体への保険契約証の送付（6月末）
損害保険会社が作成した保険契約証を、加入団体に送付します。

2. 加入申込書の記入方法

29ページの「加入申込書」のフォームをご参照ください。

(1) 新規加入の場合

① 加入者名

加入者名義は、加入団体の長あるいは清掃担当部署の責任者のいずれでも結構です。捺印もあわせてお願いします。

② 施設の名称・所在地

施設の名称・所在地を記入してください。なお、粗大ごみ処理施設については施設の名称のあとに「(粗大ごみ)」、し尿処理施設については「し尿処理」と記入してください。

③ 1日あたりの処理能力

1日あたりの処理能力を記入していただきますが、1日(例えば)8時間稼働の場合は、8時間の能力を記入してください。ごみ処理施設で炉が2以上ある場合は1炉ごとの処理能力の内訳を記入してください。

また、タービン発電機を付保する場合は、点線の下欄に、発電機の出力を記入してください。

④ 保険金額

前記Ⅳにより算出した保険金額を1,000円単位で記入してください。なお、タービン発電機を付保する場合は点線上欄に施設本体の保険金額、下欄にタービン発電機の保険金額をそれぞれ記入してください。

⑤ 賠償責任保険、火災共済の加入、非加入

それぞれ、該当する項目にマル印を付してください。

⑥ 自己負担額

特に変更の約定がない限り、「200千円」と記入してください。

⑦ 料率、保険料

前記Ⅴにより料率を記入し、「保険金額」に「料率」を乗じ、保険料を算出し記入してください。保険料は1円単位を四捨五入し10円位としてください。

(2) 継続加入の場合

内容を打ち出してありますので、ご確認ください。訂正がある場合は該当箇所を二重線で抹消し、余白にご記入ください。

3. 中途加入等

中途加入の手続きは前述の新規加入手続きの流れに準じます。

本保険制度は毎年4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時までを保険期間としています。したがって、中途加入の場合は加入希望月日または保険料の支払日のいずれか遅い日から3月31日午後12時までが保険期間となります。この場合、加入申込書の保険期間欄を抹消し、加入希望月日を記入してください。

なお、中途加入の場合の保険料(加入掛金)は月割計算(1か月未満の端日数は1か月に切上げて計算します。)にて算出します。保険期間中に運転開始する施設については、運転開始日を加入申込書に明記のうえ、月割計算による保険料をお支払いいただき4月から加入することも可能です。(保険の対象となるのは運転開始日以降となります。)

ご契約を解約される場合には、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。解約の条件によっては、引受保険会社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

4. 契約関係

- (1) 保険契約者 公益社団法人全国都市清掃会議（略称：全都清）
この契約は公益社団法人全国都市清掃会議が契約者となるご契約であり、クリーニングオフの対象となりません。
- (2) 加入対象者 地方公共団体（都道府県・市区町村・組合・広域連合等）および地方公共団体の出資、または拠出に係る法人等
- (3) 被保険者 ・地方公共団体（都道府県・市区町村・組合・広域連合等）および地方公共団体の出資、または拠出に係る法人等
・地方公共団体（都道府県・市区町村・組合・広域連合等）および地方公共団体の出資、または拠出に係る法人等より廃棄物処理に係る委託を受けた者
- (4) 保険期間 毎年4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時までの1年間
- (5) 保険の対象や施設の名称・所在地 などについては正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

- (6) 次のような場合には事前に取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

住所を変更される場合

補償の対象となっている機械設備を他人に譲渡される場合

補償の対象となっている機械設備の用途または仕様を変更される場合 など

ご連絡のないまま万一事故を起こされた場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

- (7) 取扱代理店 有限会社 平原社

※取扱代理店は引受保険会社と委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

- (8) 引受保険会社および引受割合

- 機械保険 損害保険ジャパン株式会社（幹事） …………… 84%
- 東京海上日動火災保険株式会社（非幹事） …… 9%
- 三井住友海上火災保険株式会社（非幹事） …… 7%

※機械保険は損害保険株式会社3社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払いその他業務または事務を行っております。

※引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われる場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、「全都清」廃棄物処理プラント保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）、マンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(9) 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、引受保険会社に提供します。

○引受保険会社は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等、引受保険会社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については引受保険会社の公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。また、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

5. 問い合わせ先

このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、引受保険会社の公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

引受保険会社（幹事） 損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL 050-3808-5528

【受付時間】 平日：午前9時～午後5時

（土日祝日・年末年始は休業）

保険契約者

公益社団法人全国都市清掃会議

〒113-0033 東京都文京区本郷 3丁目 3-11

TEL 03-5804-6281 FAX 03-3812-4731

取扱代理店（幹事） 有限会社 平原社

〒113-0033 東京都文京区本郷 1丁目 28-13

TEL 03-3815-7076 FAX 03-3815-1957

【受付時間】 平日：午前9時～午後5時

（土日祝日・年末年始は休業）

団 体 名

住 所 〒

担当者所属氏名

TEL

FAX

記入日： 年 月 日

「全都清」廃棄物処理プラント保険見積依頼書

以下のプラントの見積書の提出を希望します。

| 施設名称 | | | | |
|---------------------------|--|---|-----------------|---|
| 所在地 | 〒 | | | |
| プラント概要 | 竣工年月日 | 処理能力 | 購入価額(※注)(消費税含む) | メーカー保証 |
| 焼却 | 年 月 日 | T/D 炉数: 炉 | 千円 | 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> () 年間 |
| 粗大 | 年 月 日 | T/D | 千円 | 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> () 年間 |
| し尿 | 年 月 日 | KL/D | 千円 | 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> () 年間 |
| その他 () | 年 月 日 | T/D | 千円 | 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> () 年間 |
| 焼却プラントの場合 | ボイラの有無および伝熱面積 (焼却設備の余熱を利用した蒸気、温水を生産) | 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> → 伝熱面積 () m ² | | |
| | タービン発電機の有無、出力および購入価額 | 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> → 出力 () kw 購入価額 () 千円 | | |
| 全国市有物件災害共済会の建物総合損害共催加入の有無 | 加入 <input type="checkbox"/> 非加入 <input type="checkbox"/> | | | |

(※注) 購入価額は、処理施設設計建築費のうち、建屋、土木および事務費等を除く機械および装置類の取得額の合計です。

※ご記入いただいた個人情報は「全都清」廃棄物処理プラント保険のお見積作成・送付のために使用します。

公益社団法人 全国都市清掃会議事務局 御中

(保険会社控)①

年 月 日

①、②の2枚を提出してください。

「全都清」廃棄物処理プラント保険加入申込書

(公社)全国都市清掃会議が損害保険ジャパン(株)を幹事保険会社とする損害保険会社3社と締結した「全都清」廃棄物処理プラント保険の手引き記載内容に基づき下記記載事項が相違ないことを確認し加入申込をします。

| | |
|-----------------|-------------|
| 加入者名 | 住所 〒 - |
| 団体名 代表者 | (印) |
| 対象プラント施設の名称・所在地 | 竣工年月 |
| 名称 ※1 | 年 月 |
| 所在地 〒 | タービン発電機 |
| 名称 ※1 | 内訳 |
| 所在地 〒 | トン(トン× 基) |
| 名称 ※1 | タービン発電機 |
| 所在地 〒 | 内訳 |
| 名称 ※1 | トン(トン× 基) |
| 所在地 〒 | タービン発電機 |
| 名称 ※1 | 内訳 |
| 所在地 〒 | トン(トン× 基) |
| 名称 ※1 | タービン発電機 |
| 所在地 〒 | 内訳 |
| 名称 ※1 | トン(トン× 基) |
| 所在地 〒 | タービン発電機 |

保険期間：

年 4 月 1 日 午前 0 時から
年 3 月 31 日 午後 12 時まで

| 名称 | 所在地 〒 | 竣工年月 | 1日あたりの処理能力 (タービン発電機については出力) | 保険金額 (消費税含む) (千円) | 機械(プラント)部分について 火災共済等の加入有無 ※2 | 自己負担額 (免責金額) (千円) | 料 率 | 保 険 料 (円) |
|----|-------------|------|--------------------------------|-------------------------|---------------------------------|-------------------------|-----|--------------|
| 1 | ※1 所在地 〒 | 年 月 | 内訳 トン(トン× 基) タービン発電機 | | 加入あり 加入なし | | | |
| 2 | ※1 所在地 〒 | 年 月 | 内訳 トン(トン× 基) タービン発電機 | | 加入あり 加入なし | | | |
| 3 | ※1 所在地 〒 | 年 月 | 内訳 トン(トン× 基) タービン発電機 | | 加入あり 加入なし | | | |
| 合計 | | | | | | | | 保 険 料 (円) |

※1 粗大ごみ処理施設については、施設の名称のあとに「(粗大ごみ)」、し尿処理施設については「(し尿処理)」と記入してください。

※2 本保険では、火災による損害は補償の対象外となっております。機械(プラント)部分の火災による損害を補償するためには、本保険とは別に全国市有物件災害共済会の火災共済やその他の火災共済等にご加入いただく必要があります。

| | |
|--------|-----|
| 連 絡 先 | 所 属 |
| 氏 名 | |
| 電話番号 | - |
| FAX番号 | - |
| e-mail | - |

No.

KPK

VIII 事故が発生した場合の手続きおよび必要書類

1. 事故が発生した場合の連絡

本保険の対象となっている機械設備に事故が発生した場合は、ただちに電話にて(公社)全国都市清掃会議へご連絡ください。同時に損害の拡大防止・軽減に必要な措置を講じてください。また、ただちに修理にかかれる場合はその旨ご連絡のうえ、必ず事故発生機械設備の写真撮影をお願いします。(鑑定の際に必要となります。)

| 事故発生時の連絡先 | |
|---|--------------|
| 公益社団法人全国都市清掃会議 (調査普及部) | 03-5804-6281 |
| (全国都市清掃会議 担当者不在等の場合) 有限会社平原社 (幹事代理店) | 03-3815-7076 |

※上記以外にも損害保険ジャパン(株)の保険金サービス課(32ページ参照)へ連絡することも可能ですが、保険金サービス課ではプラント保険以外の保険に関する受付も併せて行っていることから、連絡時には特に以下内容をご参照のうえ、ご連絡いただきますようお願いいたします。

- (1) ご連絡にあたっては、「全都清」廃棄物処理プラント保険に加入している団体等であり、その機械設備に事故が発生したとの旨、申し出てください。
- (2) 最終的にご報告していただく事項は次のとおりとなります。随時情報をご収集のうえ、ご報告いただけますようお願いいたします。
 - ① 加入団体名 ② 加入施設名、その所在地 ③ 事故発生日時
 - ④ 事故の発生した機械設備名称、推定損害額 ⑤ 事故の状況および事故前の運転状況
 - ⑥ 緊急措置、仮修理の有無およびその内容 ⑦ 事故原因
 - ⑧ 他保険・共済等で支払われる予定の修理費用(機械設備部分)

2. 保険金請求までの手続き

- (1) 事故が発生した場合、まず迅速に事故内容等のご連絡をお願いいたします。事故報告が遅れてしまうと、保険金支払いのための正確な損害の調査ができない場合がありますのでご注意ください。

事故のご連絡を受けた場合、原則として損害保険ジャパン(株)から事故鑑定担当者が現地へ赴き、現場の確認をします。事故連絡をされた際に日時等お打合せください。それまでの現場の保存をお願いするケースがあります。なお、損害が軽微な場合等は(公社)全国都市清掃会議または損害保険ジャパン(株)事故対応担当者より必要な措置を連絡しますので、その措置をとられたうえ、ただちに修理・復旧作業等にご対応ください。

- (2) 他保険等の請求手続き

プラント保険以外に他共済・保険に加入されている場合は、それらの請求手続きについて並行してご対応いただき、金額が確定した場合にはご連絡いただきますようお願いいたします。なお、建物共済等で共済金の請求ができる場合は、ご請求いただいたうえでその共済金の機械設備分はプラント保険の保険金から差し引かれます。

- (3) 保険金請求のための必要書類

現場確認時および保険金請求のために必要となる書類をご説明します。原則として次のものが必要となります。

① 事故状況報告書

事故状況についての報告書です。33ページに雛形を掲載していますので必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。また、前項(2)の事故状況についての内容が参照できるも

のであれば、貴自治体にて利用されている報告書を利用していただくことができます。

② 保険金請求書

付保対象となる機械設備の復旧に必要な金額（新価）を明示した請求書をご発行ください。

なお、損害保険ジャパン(株)によりすでに鑑定損害金額が確定している場合はその鑑定損害金額での請求書をご発行ください。

また、請求書には自治体出納口座等の振込先口座をご指定ください。振込先口座は上記以外に復旧工事を担当した工事先または運用管理先等を指定することも可能です。詳しくは全国都市清掃会議までご相談ください。

③ 修理見積書

復旧工事を担当した工事担当先の修理見積書をご提出ください。なお、付保対象外の機械設備等が含まれている場合は、明細等の添付が必要となります。

④ 事故状況写真

対象となる機械設備の事故状況を撮影した写真をご提出ください。なお、事故状況写真に枚数の制限等はありません。

⑤ 復旧通知書

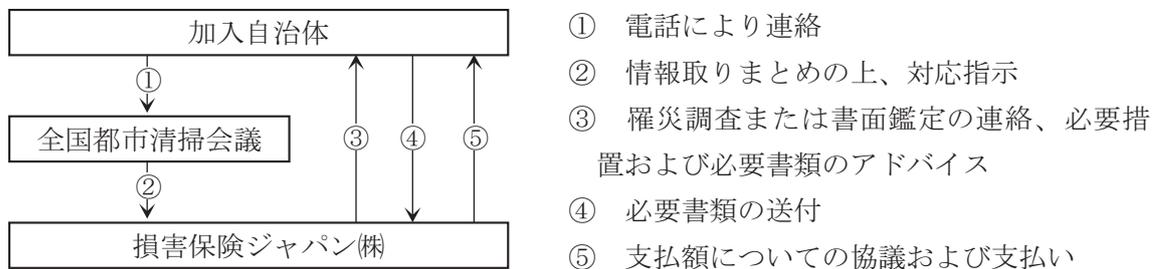
復旧工事を担当した工事担当先の復旧通知書をご提出ください。

⑥ その他資料

その他必要に応じて資料のご提示をお願いする場合がございます。

(注) ④～⑥の書類は必要に応じて提出していただきます。

事故処理の流れ



■ 保険会社との間で問題を解決できない場合

(指定紛争解決機関)

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

[ナビダイヤル] 0570-022808 <通話料有料>

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

事故発生時の連絡先（全都清および損保ジャパン 保険金サービス課）

2025年8月現在

| | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | FAX番号 |
|----------------|----------|-----------------|--------------|--------------|
| 公益社団法人全国都市清掃会議 | 113-0033 | 東京都文京区本郷3丁目3-11 | 03-5804-6281 | 03-3812-4731 |

| | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | FAX番号 |
|--------------|----------|-----------------|--------------|--------------|
| 損害保険ジャパン株式会社 | 160-8338 | 東京都新宿区西新宿1-26-1 | 03-3349-5255 | 042-452-3964 |

全国の事故対応を上記部署でまとめて対応いたします。

年 月 日

「全都清」廃棄物処理プラント保険事故状況報告書

自治体名

住 所

(担当者)

T e l

| | |
|---------------------------------------|--|
| 加 入 施 設 名 | |
| 加 入 施 設 所 在 地 | |
| 事 故 発 生 日 ・ 時 | |
| 事 故 の 発 生 し た 機 械 設 備 名 | |
| 事故の状況（事故前の運転状況、事故原因、緊急措置についても記入願います。） | |

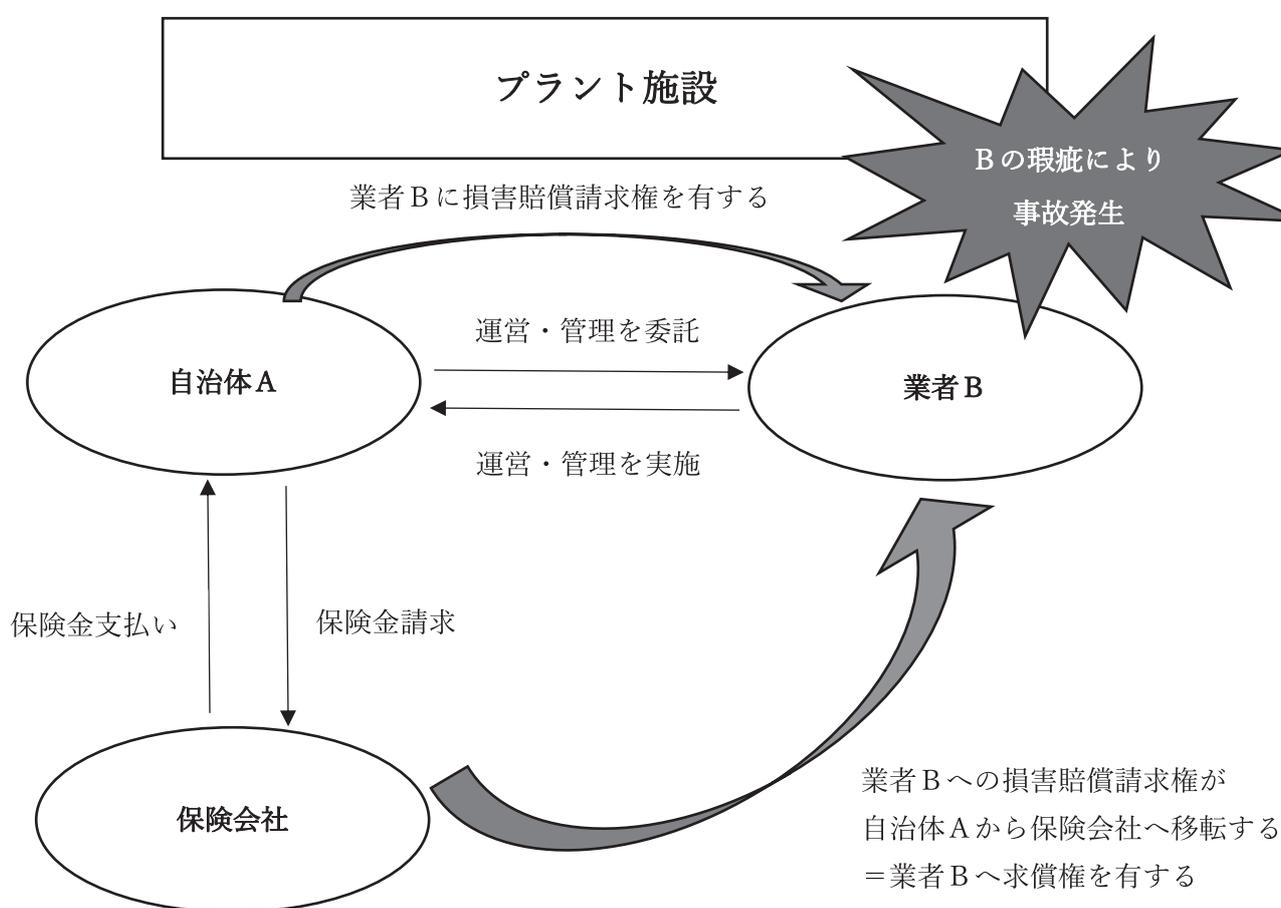
※事故が発生した場合は、まず迅速に本報告書にて事故報告をお願いいたします。

※事故についての情報は、保険会社から団体契約者の全国都市清掃会議へ連携する場合がありますのでご同意の上、事故報告をお願いいたします。

求償権について

第三者の加害行為が原因で事故が発生し、保険会社が被保険者へ保険金を支払った場合、被保険者がその第三者に対して有する損害賠償請求権を保険会社が代位取得します。これによって、法律上被保険者に代わって保険会社が第三者に請求し、保険金を返還してもらうことができます。

(例) 自治体Aがプラント施設の運営・管理を委託している業者Bの管理上の瑕疵が原因で機械に損害が発生し、保険会社が当保険によって自治体Aに機械の修理費用等について保険金を支払った場合、保険会社は業者Bに対して求償権を行使することができます。



※ただし、本契約には「求償権不行使に関する特約条項」が付帯されておりますので下記のケースに該当する場合は保険会社は求償を行いません。

機械保険普通保険約款（以下「普通約款」という。）の代位の規定により、被保険者が下欄記載の第三者に対して有する権利を保険会社が取得した場合は、保険会社は、これを行使しないものとします。ただし、その者（法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合を除きます。

地方公共団体（都道府県・市区町村・組合・広域連合等）および
地方公共団体の出資、または拠出に係る法人等により廃棄物処理に係る委託を受けた者

資 料

機械保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-----------|--|
| 稼働可能な状態 | 検査、整備、修理または事業場において移設のために一時稼働していない状態を含みます。 |
| 危険 | 損害の発生の可能性をいいます。 |
| 危険増加 | この保険契約についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。 |
| 告知事項 | 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書（注1）の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注2） （注1）保険契約申込書 付属する明細書等の書類がある場合には、これらの書類を含みます。 （注2）当会社が告知を求めたもの 他の保険契約等に関する事項を含みます。 |
| 残存物取片づけ費用 | 損害を受けた保険の目的の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。 |
| 時価額 | 新調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（注）を差し引いた額をいいます。 （注）減価額 稼働しているものは新調達価額の70%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは保守管理の状況および使用による消耗または経過年数等に応じて新調達価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、消耗品等、一定の期間ごとに使用または経過に伴う交換が必要なものは、新調達価額の90%に相当する額を限度とします。 |
| 事業場 | 保険証券記載の事業場をいいます。 |
| 支払限度額 | 別表に掲げる支払限度額をいいます。 |
| 支払責任額 | 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 |
| 親族 | 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。 |
| 新調達価額 | 保険の目的と同種同能力の新規のものを取得するために要する価額をいい、事業場において稼働可能な状態に設置するために要する費用を含みます。 |
| 他の保険契約等 | この保険契約における保険の目的と同一の事業場に所在する被保険者所有の機械、機械設備または装置について締結された第2条（保険金を支払う場合）の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。 |
| 配偶者 | 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。 |
| 被保険者自己負担額 | 保険証券記載の被保険者自己負担額をいいます。 |
| 保険期間 | 保険証券記載の保険期間をいいます。 |
| 保険金 | 損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金をいいます。 |

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、保険の目的が事業場において稼働可能な状態にあるとき、不測かつ突発的な事故によって生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
- (2) 当社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の目的が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、この約款に従い、臨時費用保険金を支払います。
- (3) 当社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって生じる残存物取片づけ費用に対して、この約款に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次の①から⑩までのいずれかに該当する事由によって生じた損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注2）または事業場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注3）の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 保険契約締結の当時、既に保険の目的に存在し、かつ、保険契約者、被保険者または事業場責任者が知っていたまたは重大な過失によって知らなかった瑕疵もしくは欠陥
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑤ 暴動（注4）または騒擾（注5）
- ⑥ 労働争議中の暴力行為、破壊行為、その他の違法行為または秩序の混乱
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使
- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑨ 暴風、雪崩、土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）、台風・暴風雨・豪雨等による落石、土地の沈下・隆起・移動、高潮、洪水またはダム・湖沼・貯水池・河川・水路・雨水・地下水の氾濫
- ⑩ 核燃料物質（注6）もしくは核燃料物質（注6）によって汚染された物（注7）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑪ ⑩に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）①から⑩までのいずれかに該当する事由によって生じた損害

①から⑩までの事由によって発生した前条の事故が拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。

（注2）保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下同様とします。

（注3）その者（①に規定する者以外の者）

①に規定する者以外の者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注4）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 騒擾^{じょう}

群衆または多数の者の集団の行動によって、数街区もしくはこれに準ずる規模またはそれ以上の範囲にわたり平穩が害されるかまたは被害を生じる状態であって、(注4)の暴動に至らないものをいいます。

(注6) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注7) 核燃料物質(注6)によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 火災、火災による爆発もしくは破裂または化学反応による爆発もしくは破裂による損害(注)
- ② 紛失、盗取、詐欺または横領による損害
- ③ 保険の目的の性質による変色、変質、腐敗、腐食、さび、かび、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはこれらに起因してその部分に生じた損害
- ④ 日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールが進行した結果、その部分に生じた損害
- ⑤ 保険の目的の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、その保険の目的が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

(注) 火災、火災による爆発もしくは破裂または化学反応による爆発もしくは破裂による損害

これらの消防または避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害を含みます。

(3) 当社は、保険の目的の納入者が、被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条(保険の目的の範囲)

(1) この保険契約における保険の目的は、日本国内に所在する保険証券記載の機械、機械設備または装置とします。

(2) 次の①から④までの物は、保険の目的に含まれません。

- ① ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラスおよび管球類
- ② 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類
- ③ 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転のために使用される資材。
ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油および水銀整流器内の水銀は、保険の目的に含まれます。
- ④ フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、濾布^ろおよび濾布^ろ枠

(3) 基礎(注1)、炉壁(注2)または予備用の部品は、保険証券に明記されている場合にかぎり、保険の目的に含まれます。

(注1) 基礎

アンカーボルトを含みます。

(注2) 炉壁

ボイラの炉壁を除きます。

第5条（保険金額）

- (1) 保険金額は、保険の目的の新調達価額に不足しないものとします。
- (2) 保険契約締結の際、保険金額がその時の保険の目的の新調達価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (3) 保険契約締結の後、保険金額が保険の目的の新調達価額に不足していると認められた場合は、保険契約者は、遅滞なく保険金額を増額しなければなりません。
- (4) 保険契約締結の後、保険の目的の新調達価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の目的の新調達価額に至るまでの減額を請求することができます。

第6条（損害の額の算出）

- (1) 当社が、第2条（保険金を支払う場合）(1) の損害保険金として支払うべき損害の額は、損傷を受けた保険の目的を損害発生直前の稼働可能な状態に復旧するために要する修理費によって定めます。
- (2) 次の①から⑤までの費用は、(1) の修理費に含まれません。
 - ① 国際間における航空輸送もしくは貸切輸送により特に要した増加運賃または国外から技術員の派遣を受けたために要した費用
 - ② 仮修理費。ただし、本修理の一部をなすものと認められる部分については、(1) の修理費に含みます。
 - ③ 損傷を受けた部分の修理に伴い、他の部分の交換に要した費用
 - ④ 模様替えまたは改良による増加費用
 - ⑤ 損傷の修理に必要な場合を除き、分解整備、乾燥もしくは清掃の費用または凝固、閉塞、他物の付着、浸水もしくはこれらに類似の状態を取り除く費用
- (3) 第23条（損害防止義務および損害防止費用）(2) の規定により当会社の負担する費用は、(1) の損害の額に算入します。
- (4) (1) から(3) までの規定による損害の額は、保険の目的の新調達価額を限度とします。
- (5) 修理に伴って残存物がある場合は、その価額を(1) から(4) までの規定による損害の額から差し引いた額を損害の額とします。

第7条（損害保険金の支払額）

- (1) 当社が第2条（保険金を支払う場合）(1) の損害保険金として支払うべき額は、1回の事故につき保険金額を限度とし、前条の規定による損害の額（以下「損害の額」といいます。）から被保険者自己負担額を差し引いた額とします。
- (2) 損害が発生した時における保険金額がその時の保険の目的の新調達価額に不足している場合は、当社は、1回の事故につき保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\left(\text{損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{新調達価額}} \right) - \text{被保険者自己負担額} = \text{損害保険金の額}$$

- (3) 1回の事故により2以上の保険の目的が損害を受けた場合には、それぞれの保険の目的の損害の額（注）の合計額から各保険の目的につき定められた被保険者自己負担額のうち最も高い額を差し引いた額を支払います。

(注) それぞれの保険の目的の損害の額

保険の目的ごとに保険金額がその時の保険の目的の新調達価額に不足している場合は、損害の額に新調達価額に対する保険金額の割合を乗じて得た額とします。

第8条（臨時費用保険金の支払額）

(1) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）(2) の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、事業場ごとに200万円を限度とします。

第2条（1）の損害保険金×支払割合（10%）＝臨時費用保険金の額

(2) (1) の場合において、当社は、(1) の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

第9条（残存物取片づけ費用保険金の支払額）

(1) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）(1) の損害保険金の6%に相当する額の範囲内で、残存物取片づけ費用の額を同条（3）の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

(2) (1) の場合において、当社は、(1) の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 新調達価額を基準として保険金または共済金を支払う他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに支払限度額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) 時価額を基準として保険金または共済金を支払う他の保険契約等がある場合は、当社は、次に定める額を損害保険金として支払います。

① 損害の額が時価額を下回る場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

| | | | | | | |
|-------------------|---|-------------------------------|---|-----------|---|---------------------|
| 損害の額（時価額を限度とします。） | － | 他の保険契約等によって支払われるべき保険金または共済金の額 | － | 被保険者自己負担額 | ＝ | この保険契約で支払われる損害保険金の額 |
|-------------------|---|-------------------------------|---|-----------|---|---------------------|

② 損害の額が時価額を超える場合は、第24条（復旧義務）(2) の復旧の通知を受けた後においては、他の保険契約等がないものとして算出した損害保険金の支払額から①の支払額を差し引いた残額を支払います。

③ ②の残額は、損害の額と時価額との差額を限度とします。

(3) (1) の場合において、第2条（保険金を支払う場合）(2) の臨時費用保険金および同条（3）の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条（1）の損害保険金の額は、(1) または（2）の規定を適用して算出した額とします。

第3章 基本条項

第11条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
 - (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (3) (2) の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、適用しません。
 - ① (2) に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が(2) の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結時の翌日から起算して5年を経過した場合
- （注）(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることが妨げられた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることが勧められた場合を含みます。
- (4) (2) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
 - (5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第12条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次の①または②のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。
 - ① 保険の目的の用途または仕様の変更
 - ② ①の他、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）の発生
- （注）告知事項の内容に変更を生じさせる事実
他の保険契約等に関する事実を除きます。
- (2) 被保険者が法人である場合は、(1) ①または②もしくは次の①または②のいずれかに該当する事実が発生したときに、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社に申し出る必要はありません。

① 保険の目的の仮修理もしくはその他の応急措置による運転または使用

② 保険の目的の整備または修理（注）

（注）整備または修理

継続して30日以上行われるものに限りません。

(3) (1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく (1) の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (2) の事実の発生によって危険増加が生じた場合は、当社は、その事実について書面の受領の有無にかかわらず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(5) (3) および (4) の規定は、当社が、(3) および (4) の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または危険増加が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合には適用しません。

(6) (3) および (4) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(7) (6) の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第13条（管理義務）

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の目的につき事故の発生を予防するために必要な整備、保守および運転管理を行わなければなりません。

(2) 保険の目的につき事故発生のおそれ大きいと認められる場合は、当社は、保険契約者または被保険者が自己の費用をもってその発生を防止するために必要な措置を取ることを請求することができます。

第14条（保険の目的の調査）

当社は、いつでも保険の目的について調査することができます。

第15条（保険契約の無効または取消し）

(1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

(2) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第16条（保険契約の失効）

(1) 保険契約締結の後、次の①または②のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。

① 保険の目的の全部が滅失した場合。ただし、第30条（保険金支払後の保険契約）(1) の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

② 保険の目的が譲渡された場合

- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の目的が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第17条（保険契約の解除）

- (1) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (3) 当会社は、被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

（注）この保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

- (4) (2) または (3) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず(2)①から④までの事由または(3)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) 保険契約者または被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当することにより(2)または(3)の規定による解除がなされた場合には、(4)の規定は、(2)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第18条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第19条（保険料の返還または請求－契約内容の変更の承認等の場合）

(1) 次の①から③までの場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、下表の規定に従い、算出した額を返還または請求します。

| 区 分 | 保険料の返還または請求 |
|--|--|
| ①第11条（告知義務） （1）により告げられた内容が事実と異なる場合 | ア．変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。 |
| ②第12条（通知義務） （1）または（2）の通知に基づいて保険契約の内容を変更する場合 | ア．変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、危険の減少が生じた時以降の期間（注1）に対し、次の算式により算出した額を返還します。 $\text{変更前の保険料と変更後の保険料の差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数(注2)}}{\text{保険期間月数(注2)}} \right)$ イ．変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、危険増加が生じた時以降の期間（注3）に対し、次の算式により算出した額を請求します。 $\text{変更後の保険料と変更前の保険料の差額} \times \frac{\text{未経過月数(注2)}}{\text{保険期間月数(注2)}}$ |
| ③第35条（契約内容の変更）の承認をする場合 | ア．変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 $\text{変更前の保険料と変更後の保険料の差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数(注2)}}{\text{保険期間月数(注2)}} \right)$ イ．変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 $\text{変更後の保険料と変更前の保険料の差額} \times \frac{\text{未経過月数(注2)}}{\text{保険期間月数(注2)}}$ |

（注1）危険の減少が生じた時以降の期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

（注2）月数

1か月に満たない期間は1か月とします。

（注3）危険増加が生じた時以降の期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加が生じた時以降の期間をいいます。

(2) 当社は、保険契約者が（1）①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）追加保険料の支払を怠った場合

当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) (1) ①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、次の①または②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

① (1) ①に該当する場合は、保険期間の初日

② (1) ②に該当する場合は、危険増加が生じた時

(4) 当社が（1）③の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、

保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、この約款および適用される特約に従い、保険金を支払います。

第20条（保険料の返還—無効、取消または保険金額の調整の場合）

- (1) 第15条（保険契約の無効または取消し）の規定により保険契約が無効または取消しとなる場合は、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 第5条（保険金額）(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時に遡^{さかのぼ}って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (3) 第5条（保険金額）(3)の規定により、保険契約者が保険金額の増額を請求した場合には、当社は、前条(1)③イの規定により計算した保険料を請求します。
- (4) 第5条（保険金額）(4)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、前条(1)③アの規定により計算した保険料を返還します。

第21条（保険料の返還—失効または解除の場合）

次の①から③までの場合において、当社は、この保険契約に適用される特約に別の定めがないかぎり、下表の規定に従い、算出した額を返還します。

| 区 分 | 返還保険料 |
|--|---|
| ①保険契約が失効となる場合 | 既に払い込まれた保険料 × $\left(1 - \frac{\text{既経過月数(注)}}{\text{保険期間月数(注)}} \right)$ |
| ②第11条（告知義務）(2)、第12条（通知義務）(3)、(4)、第17条（保険契約の解除）(2)または第19条（保険料の返還または請求—契約内容の変更の承認等の場合）(2)の規定により、当社が保険契約を解除した場合 | 解除前の保険料 × $\left(1 - \frac{\text{既経過月数(注)}}{\text{保険期間月数(注)}} \right)$ |
| ③第17条（保険契約の解除）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合 | |

(注) 月数

1か月に満たない期間は1か月とします。

第22条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の目的について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（注）を当社に遅滞なく通知しなければなりません。
(注) 他の保険契約等の有無および内容
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険の目的について損害が生じた場合は、当社は、事故の生じた保険の目的または事業場を調査することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第23条（損害防止義務および損害防止費用）

(1) 保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、次の①から③までの措置を講じなければなりません。

- ① 損害にかかわる物件を保存すること。
- ② 損害の状態の変更を行わないこと。ただし、当会社の承認を得た場合、前条（1）の通知が発せられた時から当社が調査を行わないで7日を経過した場合または保安上必要と認められる場合を除きます。
- ③ ①および②のほか、損害の発生および拡大の防止に必要な努力をすること。

(2) (1) の場合において、保険契約者または被保険者が、(1) の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われないとき（免責金額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を除きます。）を除き、当社は、その費用を負担します。

(3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（1）に規定する義務を履行しなかった場合は、当社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

$$\text{第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害の額} - \text{損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額} = \text{損害の額}$$

第24条（復旧義務）

(1) 被保険者は、損害が生じた時から1年以内に、事業場において、その保険の目的を復旧しなければなりません。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当会社の承認を得て、復旧の期間または復旧の場所につき、これを変更することができます。

(2) 保険契約者または被保険者は、(1) に定める復旧をしたときは、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知しなければなりません。

(3) 被保険者が（1）に規定する復旧を行わなかった場合には、第6条（損害の額の算出）（4）の規定にかかわらず、保険の目的に損害が発生した時における保険の目的の時価額を損害の額の限度とします。

第25条（残存物）

当社が第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金を支払った場合でも、保険の目的の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。

第26条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

- ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（注）損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。以下同様とします。

- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する (1) および (2) の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第27条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。ただし、損害の額が、損害が発生した時における保険の目的の時価額を超える場合には、その超える部分については、第24条（復旧義務）(1)の規定による復旧を行った時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 損害見積書
 - ③ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類
または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 自然人である被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（注2）
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の3親等内の親族（注2）
- （注1）配偶者
法律上の配偶者に限ります。
- （注2）親族
法律上の親族に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第28条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。ただし、損害の額が、損害が発生した時における保険の目的の時価額を超える場合には、その超える部分については、請求完了日（注1）または第24条（復旧義務）(2)の規定による通知日のいずれか遅い日からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注1）請求完了日

被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。以下の条において同様とします。

（注2）損害の額

新調達価額を含みます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（注1）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注2） 180日
- ② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）次に掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注2）照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

（注）これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第29条（時効）

保険金請求権は、第27条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第30条（保険金支払後の保険契約）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額（注）の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

（注）保険金額

保険金額が新調達価額を超える場合は、新調達価額とします。

(2) (1) の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

(3) (1) の規定により、保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。

(4) おのおの別に保険金額を定めた保険の目的が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) から (3) までの規定を適用します。

第31条（保険責任の始期および終期）

(1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。

（注）初日の午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第32条（保険の目的の譲渡）

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の目的を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知しなければなりません。

(2) (1) の場合において、保険契約者がこの約款および適用される特約に関する権利および義務を保険の目的の譲受人に移転させるときは、(1) の規定にかかわらず、保険の目的の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 当社が (2) の規定による承認をする場合には、第16条（保険契約の失効）（1）の規定にかかわらず、(2) の権利および義務は、保険の目的が譲渡された時に保険の目的の譲受人に移転します。

第33条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この約款および適用される特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の目的を譲渡する場合は、前条の規定によるものとします。

(2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの約款および適用される特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第34条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第35条（契約内容の変更）

- (1) 保険契約者は、第5条（保険金額）、第11条（告知義務）、第12条（通知義務）および第32条（保険の目的の譲渡）から前条までに該当しないその他の契約内容の変更をしようとする場合は、書面をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (2) (1)の場合において、当会社が書面を受領するまでの間に生じた損害に対しては、当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。

第36条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの約款および適用される特約に関する義務を負うものとします。

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

| | 保険金の種類 | 支払限度額 |
|---|--------------------------------|--|
| 1 | 第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金 | 損害の額から被保険者自己負担額を差し引いた額（注） （注）損害の額から被保険者自己負担額を差し引いた額 他の保険契約等に被保険者自己負担額の適用があるときは 最も低い被保険者自己負担額を適用します。 |
| 2 | 第2条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険 | 1回の事故につき、事業場ごとに200万円（注） （注）200万円 他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある 場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 |
| 3 | 第2条（保険金を支払う場合）(3)の残存物取片づけ費用保険金 | 残存物取片づけ費用の額 |

損害賠償責任担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、保険の目的の不測かつ突発的な爆発または破裂の事故（以下「事故」といいます。）により他人の身体の障害（注1）または財物の損壊（注2）が生じたため、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を受けたときは、機械保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの特約に従い、保険金を支払います。（注1）身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。（注2）財産的価値を有する有体物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次の①から⑩までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注1）または事業場責任者の故意
- ② 保険契約締結当時、既に保険の目的に存在し、かつ、保険契約者、被保険者または事業場責任者が知っていた瑕疵^{かし}または欠陥
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ④ 暴動（注2）または騒擾^{じょう}（注3）
- ⑤ 労働争議中の暴力行為、破壊行為、その他の違法行為または秩序の混乱
- ⑥ 差押え、収用、没収または破壊等国または公共機関の公権力の行使
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑧ 暴風、雪崩（なだれ）、崖崩れ、土砂崩れ、土地の沈下・隆起・移動、高潮、洪水またはダム・湖沼・貯水池・河川・水路・雨水・地下水の氾濫^{はん}
- ⑨ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性・爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑩ ⑨に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑪ 火災

（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、数街区もしくはこれに準ずる規模またはそれ以上の範囲にわたり平穏が害されるかまたは被害を生じる状態であって、（注2）の暴動に至らないものをいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、被保険者が次の①から⑤までのいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって受けた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ② 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の占有を離れ事業場外にある保険の目的に起因する損害賠償責任

第3条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次の①から⑥までのものに限ります。

| 区 分 | 保険金の内容 |
|-------------|--|
| ①損害賠償金 | 被保険者が損害賠償請求権者（注1）に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命じられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがあるときは、その価額を控除します。 （注1）事故による身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することとなった相手方をいいます。以下同様とします。 |
| ②損害賠償解決費用 | 損害賠償請求の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停、仲裁に要した費用（注2）もしくは示談交渉に要した費用（注2）弁護士報酬を含みます。 |
| ③損害防止費用 | 第5条（事故発生時の義務）（1）④の損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した必要または有益であった費用 |
| ④緊急措置費用 | 第5条（事故発生時の義務）（1）④の損害の発生および拡大の防止に努めた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため、被保険者が支出した費用 |
| ⑤当会社による解決費用 | 第6条（損害賠償請求解決のための協力）（1）の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用 |
| ⑥権利保全行使費用 | 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第5条（事故発生時の義務）（1）②または普通約款第26条（代位）（3）の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をするために要した必要または有益な費用 |

第4条（保険金の支払額）

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、前条①の損害賠償金の額および②から⑥までに規定する費用の合計額とし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

第5条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故または損害が発生したことを知ったときは、次の①から⑧までの事項を履行しなければなりません。

- ① 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
- ② 次のア. からウ. までの事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。
 - ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

ウ．損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

- ③ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続きをすること。
- ④ 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合は、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を講じるときを除き、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。
- ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
- ⑦ 他の保険契約等（注2）に関する事実の有無および内容（注3）について遅滞なく当社に通知すること。
- ⑧ ②のほか、次のア．およびイ．に定めること。

ア．当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。

イ．当社が、損害の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。

（注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。以下同様とします。

（注2）この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

（注3）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）①から⑧までの義務に違反したときは、当社は、次に定める差引金額をそれぞれ控除して、保険金の額を決定します。

| 事故発生時の義務 | 差引金額 |
|--|--|
| (1) ①の事故通知義務、②の事故内容通知義務、⑥の訴訟通知義務、⑦の他保険通知義務および⑧の書類提出等義務 | (1) ①、②、⑥、⑦および⑧の義務が履行されない場合に当社が被った損害の額 |
| (1) ③の権利保全行使義務 | 他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額 |
| (1) ④の損害防止義務 | 損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額 |
| (1) ⑤の賠償責任承認前確認義務 | 損害賠償責任がないと認められる額 |

第6条（損害賠償責任解決のための協力）

(1) 被保険者が損害賠償の請求を受けた場合において、当社は、必要と認めたときは、当社は、被保険者に代わり自己の費用でその解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)の協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第7条（保険金の請求）

(1) 普通約款第27条（保険金の請求）(1)の規定にかかわらず、当会社に対する保険金請求権は、次の時から発生し、これを行行使することができるものとします。

① 第3条（支払保険金の範囲）①の損害賠償金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

② 第3条②から⑥までの費用については、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通約款第27条（保険金の請求）(2)に規定する書類または証拠の他に次の書類のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書

② 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承認があったことを示す書類

第8条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について、先取特権を有します。

(注) 第3条（支払保険金の範囲）②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。以下同様とします。

(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、第3条（支払保険金の範囲）

①の損害賠償金について、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第9条（保険契約の解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせるこ

とを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他反社会的勢力をいいます。

(2) 当会社は、被保険者が(1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

（注）被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

(3) (1) または(2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても普通約款第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から④までの事由または(2) の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより(1) または(2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、次の損害については適用しません。

① (1) ③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② (1) ③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通約款第29条（時効）の規定中「第27条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「この特約第7条（保険金の請求）に定める時」に読み替えるものとします。

テロ危険等不担保特約条項

第1条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、この特約が付帯された保険契約においては、機械保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および付帯された他の特約の規定にかかわらず、直接であると間接であることを問わずテロ行為（注）によって、またはテロ行為（注）の結果として生じた損害、損失、費用もしくは傷害に対しては、保険金を支払いません。

（注）政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

(2) 当社は、この特約が付帯された保険契約においては、普通約款および付帯された他の特約の規定にかかわらず、情報（注）のみに生じた損害、またはその損害を受けた結果生じた損害、損失もしくは費用に対しては、保険金を支払いません。

（注）プログラム、ソフトウェアおよびデータをいいます。

第2条（適用の範囲）

前条の規定にかかわらず、保険証券記載の合計保険金額（注）が10億円未満の場合は、前条（1）の規定は適用しません。

（注）複数事業場内所在の保険の目的を一括して契約している場合は、最大事業場内の保険金額とします。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約の規定を準用します。

a. 「全都清」廃棄物処理プラント保険特約条項

第1条（被保険者）

この保険契約における被保険者は、保険契約者の会員（以下「会員」といいます。）および会員から廃棄物処理に関する委託を受けた者としてします。

第2条（保険料）

- (1) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に、保険証券記載の予納保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 機械保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第31条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は、予納保険料に適用するものとします。
- (3) 保険契約者は、保険責任の始期から60日以内に会員から受領した保険料相当額を当会社に払い込まなければなりません。

第3条（保険責任の始期および終期）

- (1) 普通約款第31条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、当会社の保険責任は、4月1日の午前0時に始まり、翌年3月31日の午後12時に終わります。
- (2) 保険契約者は、保険期間の中途においてもあらたに会員を追加することができるものとします。
- (3) (2)の場合、保険契約者は、次の算式により算出した額を当会社に払い込まなければなりません。

年間保険料×未経過月数（注）／12か月

（注）1か月に満たない期間は1か月とします。

- (4) (2)の場合、当会社の保険責任は、当会社が(3)に規定する保険料を受領したときに始まり、保険責任の開始後、最初の3月31日の午後12時に終わります。

第4条（特約書との関係）

この保険契約の締結される以前に締結された特約書および覚書については、この保険契約には適用されません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および他の特約の規定を準用します。

b. 損害賠償責任担保特約条項追加条項

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、損害賠償責任担保特約条項第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この保険契約において保険の目的に生じた損害に対する損害保険金の支払いがない場合、他人の身体の障害または財物の損壊により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払いません。

第2条（保険金の支払額）

損害賠償責任担保特約条項第4条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、被保険者である社団法人全国都市清掃会議の会員が、会員より廃棄物処理に係る委託を受けた者の従業員（以下「受託者の従業員」といいます。）の身体の障害につき法律上の損害賠償責任を負担した場合の保険金の支払額は次のとおりとします。

- ①被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金に相当する額が、受託者の従業員に対し労働者災害補償保険法により給付されるべき金額を超える場合は、その超過額を損害賠償金の額とします。
- ②①にかかわらず、被保険者が政府より損害賠償の請求を受けた場合は、政府に対する損害賠償金を①の損害賠償金の額に加えるものとします。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、機械保険普通保険約款および付帯される他の特約の規定を準用します。

- ⑥潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料、その他の運転に供せられる資材。ただし、蒸気タービン装置の潤滑油・操作油、変圧器または開閉装置内の絶縁油および水銀整流器内の水銀は、保険の目的に含みます。
- ⑦基礎（アンカーボルトを含み、レールを除きます。）
- ⑧破碎設備のライナ、歯、ハンマ、反撥板、コーン、トッグルプレート、ロール、ボール（鋼球）、ロッド（丸棒）
- ⑨建物、煙突、什器・備品（ワードプロセッサ、オフィスコンピュータ等の事務用機器を含みます。）

第2条（化学反応による爆発・破裂の損害）

当社は、この特約に従い、機械保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）

第3条（保険金を支払わない場合）(2) ①の規定にかかわらず、化学反応による爆発もしくは破裂によって保険の目的に生じた損害に対して保険金を支払います。

第3条（他の保険契約等との関係）

当社は、他の共済契約（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合においては、普通約款第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)および(2)の規定にかかわらず、損害の額が、他の共済契約により保険金が支払われるべき金額とその免責金額の合計額、またはこの保険契約の保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を超過する場合にかぎり、その超過額につき保険金を支払います。ただし、他の共済契約が、この保険契約の支払限度額の超過額に対して適用されると明記している場合は、この条の規定は適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約の規定を準用します。

d. 「全都清」 廃棄物処理プラント保険特約条項

(蒸気・温水を作り出していないごみ処理施設用)

第1条 (保険の目的の範囲)

(1) この保険契約においては、保険証券記載のごみ処理施設内に設置されている下表に掲げる機械設備のすべてを保険の目的とします。

| 設 備 名 称 | 機 械 設 備 |
|-----------------------|--|
| ア. 受入供給設備 | トラックスケール、ごみ投入扉、ごみクレーン、ごみ投入ホッパ、給じん装置等 |
| イ. 燃 焼 設 備 | ストーカー (乾燥ストーカー、燃焼ストーカー、後燃焼ストーカー)、炉本体、助燃装置等 |
| ウ. 燃焼ガス冷却設備 | 廃熱ボイラ、ガス冷却室、水噴射装置等 |
| エ. 排ガス処理設備 | 集塵機、ガス洗浄装置、煙道等 |
| オ. 余熱利用設備 | 空気予熱器、給湯装置、暖房装置、脱気器、ポンプ、熱交換器、ストレージンタンク等 |
| カ. 通 風 設 備 | 押込送風機、炉温制御用送風機、誘引通風機、ダクト等 |
| キ. 灰 出 設 備 | 灰冷却装置、灰コンベア、灰クレーン、灰固化装置等 |
| ク. 排水処理設備 | 汚水処理装置、重金属処理装置、汚泥処理装置等 |
| ケ. 給排水設備、衛生設備、消火設備 | 給水設備、ソーラーシステム、衛生設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、各種消火設備、高架水槽等 |
| コ. 空 調 設 備 | 暖房機、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナ、ユニットクーラー、空気調和器、エアカーテン、送風機、付属ポンプ等 |
| サ. 電 気 設 備 計 装 設 備 | 変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサ、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、照明器具、非常用発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置等 |
| シ. そ の 他 | 各種配線、配管、ダクト設備、タンク、昇降設備 (エレベータ、エスカレータ、ダムウェータ)、自動ドア設備、シャッター設備 |

(2) 次の①から⑨までの物は、保険の目的に含まれません。

- ① フォークリフト、トラッククレーン等の自走式運搬・荷役機械
- ② コンクリート製・陶磁器製 (碍子・碍管を除きます)・ゴム製・布製・ガラス製の機器および器具
- ③ 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、濾布、濾布枠
- ④ ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類
- ⑤ 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃および金型、型ロール、グレートバー、その他の型類
- ⑥ 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料、その他の運転に供せられる資材

ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油および水銀整流器内の水銀は、保険の目的に含みません。

⑦基礎（アンカーボルトを含み、レールを除きます。）

⑧破碎設備のライナ、歯、ハンマ、反撥板、コーン、トッグルプレート、ロール、ボール（鋼球）、ロッド（丸棒）

⑨建物、煙突、什器・備品（ワードプロセッサ、オフィスコンピュータ等の事務用機器を含みます）

第2条（化学反応による爆発・破裂の損害）

当社は、この特約に従い、機械保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）

第3条（保険金を支払わない場合）(2) ①の規定にかかわらず、化学反応による爆発もしくは破裂によって保険の目的に生じた損害に対して保険金を支払います。

第3条（他の保険契約等との関係）

当社は、他の共済契約（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合においては、普通約款第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)および(2)の規定にかかわらず、損害の額が、他の共済契約により保険金が支払われるべき金額とその免責金額の合計額、またはこの保険契約の保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を超過する場合にかぎり、その超過額につき保険金を支払います。ただし、他の共済契約が、この保険契約の支払限度額の超過額に対して適用されると明記している場合は、この条の規定は適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約の規定を準用します。

e. 「全都清」 廃棄物処理プラント保険特約条項

(粗大ごみ処理施設用)

第1条 (保険の目的の範囲)

(1) この保険契約においては、保険証券記載の粗大ごみ処理施設内に設置されている下表に掲げる機械設備のすべてを保険の目的とします。

| 設 備 名 称 | 機 械 設 備 |
|-------------|--|
| ア. 受入供給設備 | トラックスケール、ごみ投入扉、ごみクレーン、ごみ投入ホッパ、給じん装置、供給クレーン、供給コンベア等 |
| イ. 燃 焼 設 備 | ストーカー (乾燥ストーカー、燃焼ストーカー、後燃焼ストーカー)、炉本体、助燃装置等 |
| ウ. 燃焼ガス冷却設備 | 廃熱ボイラ、ガス冷却室、水噴射装置等 |
| エ. 排ガス処理設備 | 集塵 (じん) 機、ガス洗浄装置、煙道等せん断機、空気予熱器、給湯装置、 |
| オ. 余熱利用設備 | 暖房装置、脱気器、ポンプ、熱交換器、ストレージタンク等 |
| カ. 通 風 設 備 | 押込送風機、炉温制御用送風機、誘引通風機、ダクト等 |
| キ. 灰 出 設 備 | 灰冷却装置、灰コンベア、灰クレーン、灰固化装置等 |
| ク. 排水処理設備 | 重金属処理装置、汚泥処理装置等 |
| コ. 破 碎 設 備 | 破碎機、圧縮機 (プレス) 等 |
| サ. 選 別 設 備 | 磁選機、選別機、振動ふるい、送風機等 |
| シ. 集 塵 設 備 | 集塵 (じん) 機 |
| ス. 貯留排出設備 | コンベア、ホッパ、梱包機、積出クレーン等 |
| セ. 給排水設備 | 給水設備、ソーラーシステム、衛生設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、 |
| 衛生設備 | 各種消火設備、高架水槽等 |
| 消 火 設 備 | |
| ソ. 空 調 設 備 | 暖房機、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナ、ユニットクーラー、空気調和器、エアカーテン、送風機、付属ポンプ等 |
| タ. 電 気 設 備 | 変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサ、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、照明器具、非常用発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置等 |
| チ. そ の 他 | 各種配線、配管、ダクト設備、タンク、昇降設備 (エレベータ、エスカレータ、ダムウェータ)、自動ドア設備、シャッター設備 |

(2) 次の①から⑨までの物は、保険の目的に含まれません。

①フォークリフト、トラッククレーン等の自走式運搬・荷役機械

②コンクリート製・陶磁器製 (碍子・碍管を除きます。)・ゴム製・布製・ガラス製の機器および器具

- ③消火剤、薬液、イオン交換樹脂、フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、濾布、濾布枠
- ④ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類
- ⑤切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃および金型、型ロール、グレートバー、その他の型類
- ⑥潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料、その他の運転に供せられる資材
ただし、蒸気タービン装置の潤滑油・操作油、変圧器または開閉装置内の絶縁油および水銀整流器内の水銀は、保険の目的に含みます。
- ⑦基礎（アンカーボルトを含み、レールを除きます。）
- ⑧破碎設備のライナ、歯、ハンマ、反撥板、コーン、トッグルプレート、ロール、ボール（鋼球）、ロッド（丸棒）
- ⑨建物、煙突、什器・備品（ワードプロセッサ、オフィスコンピュータ等の事務用機器を含みます。）

第2条（化学反応による爆発・破裂の損害）

当社は、この特約に従い、機械保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）

第3条（保険金を支払わない場合）(2) ①の規定にかかわらず、化学反応による爆発もしくは破裂によって保険の目的に生じた損害に対して保険金を支払います。

第3条（他の保険契約等との関係）

当社は、他の共済契約（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合においては、普通約款第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)および(2)の規定にかかわらず、損害の額が、他の共済契約により保険金が支払われるべき金額とその免責金額の合計額、またはこの保険契約の保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を超過する場合にかぎり、その超過額につき保険金を支払います。ただし、他の共済契約が、この保険契約の支払限度額の超過額に対して適用されると明記している場合は、この条の規定は適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約の規定を準用します。

f. 「全都清」 廃棄物処理プラント保険特約条項

(し尿処理施設用)

第1条 (保険の目的の範囲)

(1) この保険契約においては、保険証券記載のごみ処理施設内に設置されている下表に掲げる機械設備のすべてを保険の目的とします。

| 設備名称 | 機 械 設 備 |
|----------------|--|
| ア. 受入・貯留設備 | 自動扉、オーバースライダー、トラックスケール、破碎装置、スクリュープレス、スカム破碎装置等 |
| イ. 主 処 理 設 備 | 攪拌ばっ気装置、冷却装置、汚泥掻寄機、濃縮スクリーン装置、薬剤等注入装置等 |
| ウ. 高 度 処 理 設 備 | 薬剤溶解装置、薬剤注入装置、オゾン処理装置、廃オゾン処理装置、砂濾(ろ)過装置、活性炭吸着装置等 |
| エ. 消 毒 設 備 | 消毒剤注入装置等 |
| オ. 汚 泥 処 理 設 備 | 汚泥脱水機、脱水剤等供給装置、汚泥乾燥装置、汚泥焼却装置、ホッパー搬送装置等 |
| カ. 脱 臭 設 備 | 高濃度燃焼装置、熱交換装置、薬液洗浄装置、活性炭吸着搭装置等 |
| キ. 給 排 水 設 備 | 地下ポンプ室、フロー室、給水装置、排水装置、衛生設備、高架水槽等 |
| ク. 空 調 設 備 | 冷・暖房設備、ユニットクーラー、空調装置等 |
| ケ. 電 気 設 備 | 変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計装用変成器、開閉器、コンデンサ、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、碓(がい)子・碓(がい)管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、照明器具、送受信設備、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、避雷装置、接地電極、導体、非常用発電設備、グラフィックパネル等 |
| コ. 消 防 関 係 設 備 | 盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置等 |
| サ. そ の 他 | 各種配線、配管、ダクト設備、タンク、自動ドア、シャッター、ホイストクレーン |

(2) 次の①から⑨までの物は、保険の目的に含まれません。

- ①フォークリフト、トラッククレーン等の自走式運搬・荷役機械
- ②コンクリート製・陶磁器製(碓^{がい}子・碓^{がい}管を除きます。)・ゴム製・布製・ガラス製の機器および器具
- ③消火剤、薬液、イオン交換樹脂、フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、濾^ろ布、濾^ろ布枠
- ④ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類
- ⑤切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃および金型、型ロール、グレートバー、その他の型類
- ⑥潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料、その他の運転に供せられる資材

ただし、蒸気タービン装置の潤滑油・操作油、変圧器または開閉装置内の絶縁油および水銀整流器内の水銀は、保険の目的に含まれます。

- ⑦基礎(アンカーボルトを含み、レールを除きます。)
- ⑧破碎設備のライナ、歯、ハンマ、反撥板、コーン、トッグルプレート、ロール、ボール(鋼球)、ロッド(丸棒)

⑨建物、煙突、什器・備品（ワードプロセッサ、オフィスコンピュータ等の事務用機器を含みます。）

第2条（化学反応による爆発・破裂の損害）

当社は、この特約に従い、機械保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）(2) ①の規定にかかわらず、化学反応による爆発もしくは破裂によって保険の目的に生じた損害に対して保険金を支払います。

第3条（他の保険契約等との関係）

当社は、他の共済契約（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合においては、普通約款第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)および(2)の規定にかかわらず、損害の額が、他の共済契約により保険金が支払われるべき金額とその免責金額の合計額、またはこの保険契約の保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を超過する場合にかぎり、その超過額につき保険金を支払います。ただし、他の共済契約が、この保険契約の支払限度額の超過額に対して適用されると明記している場合は、この条の規定は適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約の規定を準用します。

g. 「全都清」廃棄物処理プラント保険特約条項

(ごみ固形燃料化施設用)

第1条 (保険の目的の範囲)

(1) この保険契約においては、保険証券記載のごみ処理施設内に設置されている下表に掲げる機械設備のすべてを保険の目的とします。

| 設備名称 | 機械設備 |
|--------------------|--|
| ア. 受入供給設備 | 供給クレーン、ピットシャッター、ホッパ等 |
| イ. 破碎・選別設備 | 破碎機、磁選機、目視選別機等 |
| ウ. 乾燥・脱臭設備 | 乾燥機、熱風炉、脱臭炉、熱交換機、集塵機等 |
| エ. 成形設備 | 成形機、風力選別機、石灰供給機、定量供給機等 |
| オ. 冷却設備 | 冷却機、振動篩、秤量搬出機等 |
| カ. 貯留・搬出設備 | コンベア、ホッパ、クレーン等 |
| キ. 給排水設備、衛生設備、消火設備 | 給水設備、ソーラーシステム、衛生設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、各種消火設備、高架水槽等 |
| ク. 空調設備 | 暖房機、冷房機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナ、ユニットクーラー、空気調和器、エアカーテン、送風機、付属ポンプ等 |
| ケ. 電気設備 計装設備 | 変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計装用変成器、開閉器、コンデンサ、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、照明器具、送受信設備、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、避雷装置、接地電極、導体、非常用発電設備、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置等 |
| コ. その他 | 各種配線、配管、ダクト設備、タンク、自動ドア、シャッター設備 |

(2) 次の①から⑨までの物は、保険の目的に含まれません。

- ①フォークリフト、トラッククレーン等の自走式運搬・荷役機械
- ②コンクリート製・陶磁器製 (碍(がい)子・碍(がい)管を除きます。)・ゴム製・布製・ガラス製の機器および器具
- ③消火剤、薬液、イオン交換樹脂、フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、濾布、濾布枠
- ④ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類
- ⑤切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃および金型、型ロール、グレートバー、その他の型類
- ⑥潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料、その他の運転に供せられる資材
ただし、蒸気タービン装置の潤滑油・操作油、変圧器または開閉装置内の絶縁油および水銀整流器内の水銀は、保険の目的に含みます。
- ⑦基礎 (アンカーボルトを含み、レールを除きます。)
- ⑧破碎設備のライナ、歯、ハンマ、反撥板、コーン、トッグルプレート、ロール、ボール (鋼球)、ロッド (丸棒)

⑨建物、煙突、什器・備品（ワードプロセッサ、オフィスコンピュータ等の事務用機器を含みます。）

第2条（化学反応による爆発・破裂の損害）

当社は、この特約に従い、機械保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）

第3条（保険金を支払わない場合）(2) ①の規定にかかわらず、化学反応による爆発もしくは破裂によって保険の目的に生じた損害に対して保険金を支払います。

第3条（他の保険契約等との関係）

当社は、他の共済契約（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合においては、普通約款第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)および(2)の規定にかかわらず、損害の額が、他の共済契約により保険金が支払われるべき金額とその免責金額の合計額、またはこの保険契約の保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を超過する場合にかぎり、その超過額につき保険金を支払います。ただし、他の共済契約が、この保険契約の支払限度額の超過額に対して適用されると明記している場合は、この条の規定は適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約の規定を準用します。

h. 求償権不行使に関する特約条項

第1条（求償権の不行使）

当社は、機械保険普通保険約款（以下「普通約款」という。）の代位の規定により、被保険者が下欄記載の第三者に対して有する権利を当社が取得した場合は、当社は、これを行使しないものとします。ただし、その者（法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合を除きます。

| |
|--|
| 地方公共団体（都道府県・市区町村・組合・広域連合等）および 地方公共団体の出資、または拠出に係る法人等により廃棄物処理に係る委託を受けた者 |
|--|

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約の規定を準用します。

